

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年1月1日

(第150期) 至 平成22年12月31日

ライオン株式会社

(E00991)

第150期（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

ライオン株式会社

目 次

	頁
第150期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	17
5 【経営上の重要な契約等】	18
6 【研究開発活動】	18
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
第3 【設備の状況】	25
1 【設備投資等の概要】	25
2 【主要な設備の状況】	25
3 【設備の新設、除却等の計画】	27
第4 【提出会社の状況】	28
1 【株式等の状況】	28
2 【自己株式の取得等の状況】	51
3 【配当政策】	52
4 【株価の推移】	52
5 【役員の状況】	53
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	57
第5 【経理の状況】	70
1 【連結財務諸表等】	71
2 【財務諸表等】	117
第6 【提出会社の株式事務の概要】	147
第7 【提出会社の参考情報】	148
1 【提出会社の親会社等の情報】	148
2 【その他の参考情報】	148
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	149

監査報告書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年3月31日

【事業年度】 第150期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 ライオン株式会社

【英訳名】 Lion Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 藤 重 貞 慶

【本店の所在の場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 鎌 尾 義 明

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 東京(3621)6211(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 鎌 尾 義 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
ライオン株式会社 大阪オフィス
(大阪市福島区福島七丁目22番1号)
ライオン株式会社 名古屋オフィス
(名古屋市中区錦二丁目3番4号
名古屋錦フロントタワー)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第146期 平成18年12月	第147期 平成19年12月	第148期 平成20年12月	第149期 平成21年12月	第150期 平成22年12月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	330,380	341,717	338,236	321,947	331,100
経常利益 (百万円)	2,427	10,104	7,603	11,145	11,795
当期純利益 (百万円)	5,540	5,423	3,040	5,465	6,041
純資産額 (百万円)	105,133	107,540	100,574	103,624	105,760
総資産額 (百万円)	246,327	279,147	267,438	256,220	260,939
1株当たり純資産額 (円)	376.76	382.80	362.02	371.50	382.18
1株当たり当期純利益 (円)	19.60	20.06	11.23	20.22	22.41
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	19.52	20.02	11.22	20.19	22.37
自己資本比率 (%)	41.3	37.1	36.6	39.2	39.3
自己資本利益率 (%)	5.3	5.3	3.0	5.5	6.0
株価収益率 (倍)	30.8	26.6	43.2	22.4	19.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,343	16,030	15,183	24,978	25,518
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,092	△39,500	△11,798	△13,669	△5,310
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,610	29,844	△2,689	△11,658	△8,293
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	26,782	33,219	33,098	32,812	44,582
従業員数 (名) [外、平均臨時雇用者数]	5,771 [—]	5,761 [—]	5,774 [—]	5,750 [—]	5,972 [595]
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	257,471	267,135	266,478	255,691	255,760
経常利益 (百万円)	1,630	10,171	6,590	7,740	7,802
当期純利益 (百万円)	5,869	5,087	2,908	4,132	5,848
資本金 (百万円)	34,433	34,433	34,433	34,433	34,433
発行済株式総数 (株)	299,115,346	299,115,346	299,115,346	299,115,346	299,115,346
純資産額 (百万円)	89,421	90,874	88,536	89,634	92,098
総資産額 (百万円)	212,806	244,366	241,061	225,764	224,991
1株当たり純資産額 (円)	331.02	335.60	327.17	331.10	342.40
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり 中間配当額)	10 (5)	10 (5)	10 (5)	10 (5)	10 (5)
1株当たり当期純利益 (円)	20.76	18.81	10.75	15.29	21.69
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	20.68	18.77	10.73	15.27	21.66
自己資本比率 (%)	42.0	37.2	36.7	39.6	40.9
自己資本利益率 (%)	6.3	5.6	3.2	4.6	6.4
株価収益率 (倍)	29.0	28.4	45.1	29.6	20.4
配当性向 (%)	47.2	53.2	93.0	65.4	46.1
従業員数 (名) [外、平均臨時雇用者数]	2,494 [—]	2,496 [—]	2,480 [—]	2,449 [—]	2,456 [263]

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

当社は、昭和55年1月1日「ライオン歯磨株式会社」と「ライオン油脂株式会社」が対等合併し、「ライオン株式会社」として発足いたしました。

創業から合併以前の二社の時代、及び合併してライオン株式会社になってからの主な経過は次のとおりであります。

年月	概要		
明治24. 10	初代小林富次郎が神田柳原河岸の店舗(小林富次郎商店)にて、石鹼・燐寸の原料と石鹼の製造販売を開始。		
29. 7	初めて良質粉歯磨の製造を開始し、これを「獅子印ライオン歯磨」と名づける。		
43. 12	合資会社ライオン石鹼工場を設立。		
(以下、左欄はライオン歯磨株式会社に関する沿革を記載し、右欄はライオン油脂株式会社に関する沿革を記載する。)			
年月	ライオン歯磨株式会社	年月	ライオン油脂株式会社
大正7. 9	小林富次郎商店を改組して、株式会社小林商店設立。	大正8. 8	合資会社ライオン石鹼工場を改組して、ライオン石鹼株式会社を設立。
昭和24. 2	株式会社小林商店をライオン歯磨株式会社と商号変更。	昭和11. 4	平井工場(旧東京工場)竣工。
24. 5	東京証券取引所に上場。	15. 9	ライオン石鹼株式会社をライオン油脂株式会社と商号変更。
36. 6	ライオン不動産株式会社(現在のライオンビジネスサービス株式会社)設立。	16. 2	ライオン石鹼東京配給株式会社(現在のライオン商事株式会社)設立。
38. 11	ライオンサービス株式会社(現在のライオン流通サービス株式会社)設立。	24. 5	東京証券取引所に上場。
39. 9	小田原工場竣工。	35. 11	リード石鹼株式会社(昭和42. 7ライオン販送株式会社と改称、現在のライオン流通サービス株式会社)設立。
41. 5	大阪証券取引所市場第一部に上場。 (平成19年12月上場廃止)	38. 11	アーマー社等と共同出資でライオン・アーマー株式会社(現在のライオン・アクゾ株式会社)設立。
44. 4	明石工場竣工。	39. 11	川崎工場竣工。
49. 6	小田原に新研究所竣工。	42. 12	サハ社と共同出資で泰国獅王油脂有限公司(現在の泰国獅王企業有限公司)設立。
50. 11	マコーミック社と共同出資でライオンマコーミック株式会社設立。 (平成19年7月清算終了)	43. 10	大阪工場竣工。
51. 12	クーパーラボラトリー社と共同出資でライオンクーパー株式会社(現在のライオン歯科材料株式会社)設立。	44. 9	九州ライオン石鹼株式会社を吸収合併(旧九州工場)。
53. 1	ライオン油脂株式会社と共同出資でライオン製品株式会社設立。	46. 2	ライオンエンジニアリング株式会社(現在のライオンエンジニアリング株式会社)設立。
54. 6	ライオン歯磨株式会社とライオン油脂株式会社が昭和55年1月に対等合併し、ライオン株式会社となる旨の合併契約書に調印。	51. 10	市原ボトル株式会社(現在のライオンパッケージング株式会社)設立。
(以下、ライオン株式会社に合併してからの沿革を記載する。)			
年月	ライオン株式会社の概要		
昭和55. 1	ライオン株式会社発足。		
55. 4	ブリストル・マイヤーズ社と共同出資でブリストルマイヤーズ・ライオン株式会社設立。		
56. 11	小田原工場内に薬品工場竣工。		
57. 3	獅王家庭用品(シンガポール)有限公司設立(現在の獅王企業(シンガポール)有限公司)。		
57. 8	千葉工場竣工。		
57. 11	ライオン化学株式会社(現在のライオンケミカル株式会社)設立。		
57. 12	ライオンハイジーン株式会社設立。		
60. 7	藤沢薬品工業株式会社より芳香剤等ホームケア用品の製造販売権を取得。		
平成元. 2	ライオンオレオケミカル株式会社設立。		
5. 1	アンネ株式会社を吸収合併。		
12. 12	九州工場閉鎖。		
14. 2	伊勢原工場閉鎖。		
15. 7	川崎工場閉鎖。		
15. 12	ライオンオレオケミカル株式会社がライオン化学株式会社に営業譲渡し、ライオンケミカル株式会社発足。		
16. 12	中外製薬株式会社より一般用医薬品事業並びに韓国CJ Corp. より生活化学事業を取得(現在のCJライオン株式会社)。		
18. 10	東京工場閉鎖。		
19. 6	ライオンエコケミカルズ有限公司をマレーシアに設立。		
19. 7	米国ブリストル・マイヤーズ スクイブ社より解熱鎮痛薬の日本及びアジア・オセアニア地域(中国等の一部国・地域を除く)における商標権を取得。それに伴い、ブリストル・マイヤーズ社との合併契約を解消し、ブリストルマイヤーズ・ライオン株式会社を解散。		

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社25社及び関連会社12社で構成され、ヘルスケア、ハウスホールド、及び化学品の製造販売を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流その他のサービス等の事業活動を行っております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、事業の種類別セグメントと同一の区分であります。

(ヘルスケア事業)

主として当社が製造または購入し、代理店・特約店を通じて販売されております。ライオンケミカル(株)(連結子会社)は、当社に原料と商品を提供しております。また、ライオンパッケージング(株)(連結子会社)は、当社に商品を提供しております。

なお、歯科材料等については、ライオン歯科材(株)(連結子会社)が当社より購入し、販売しております。また、ライオン・フィールド・マーケティング(株)(連結子会社)が当社等の販売促進活動業務を行っております。

海外においては、泰国獅王企業有限公司(連結子会社)、CJライオン(株)(連結子会社)及び獅王日用化工(青島)有限公司(連結子会社)が製造・販売を、獅王(香港)有限公司(連結子会社)及び獅王企業(シンガポール)有限公司(連結子会社)が、当社及び泰国獅王企業有限公司(連結子会社)並びに獅王日用化工(青島)有限公司(連結子会社)より商品・製品の一部を購入し、販売しております。

(ハウスホールド事業)

主として当社が製造または購入し、代理店・特約店を通じて販売されております。ライオンパッケージング(株)(連結子会社)は、製造を一部担当しております。また、ライオンケミカル(株)(連結子会社)、一方社油脂工業(株)(連結子会社)及びライオン・アクゾ(株)(持分法適用関連会社)は、当社に原料を提供しております。

なお、厨房用洗浄剤等は、ライオンハイジーン(株)(連結子会社)が、ペットフード・ペット用品は、ライオン商事(株)(連結子会社)が一部を当社より購入し、販売しております。また、ライオン・フィールド・マーケティング(株)(連結子会社)が当社の販売促進活動業務を行っております。

海外においては、泰国獅王企業有限公司(連結子会社)及びCJライオン(株)(連結子会社)が製造・販売を、獅王(香港)有限公司(連結子会社)及び獅王企業(シンガポール)有限公司(連結子会社)が、当社及び泰国獅王企業有限公司(連結子会社)より商品・製品の一部を購入し、販売しております。

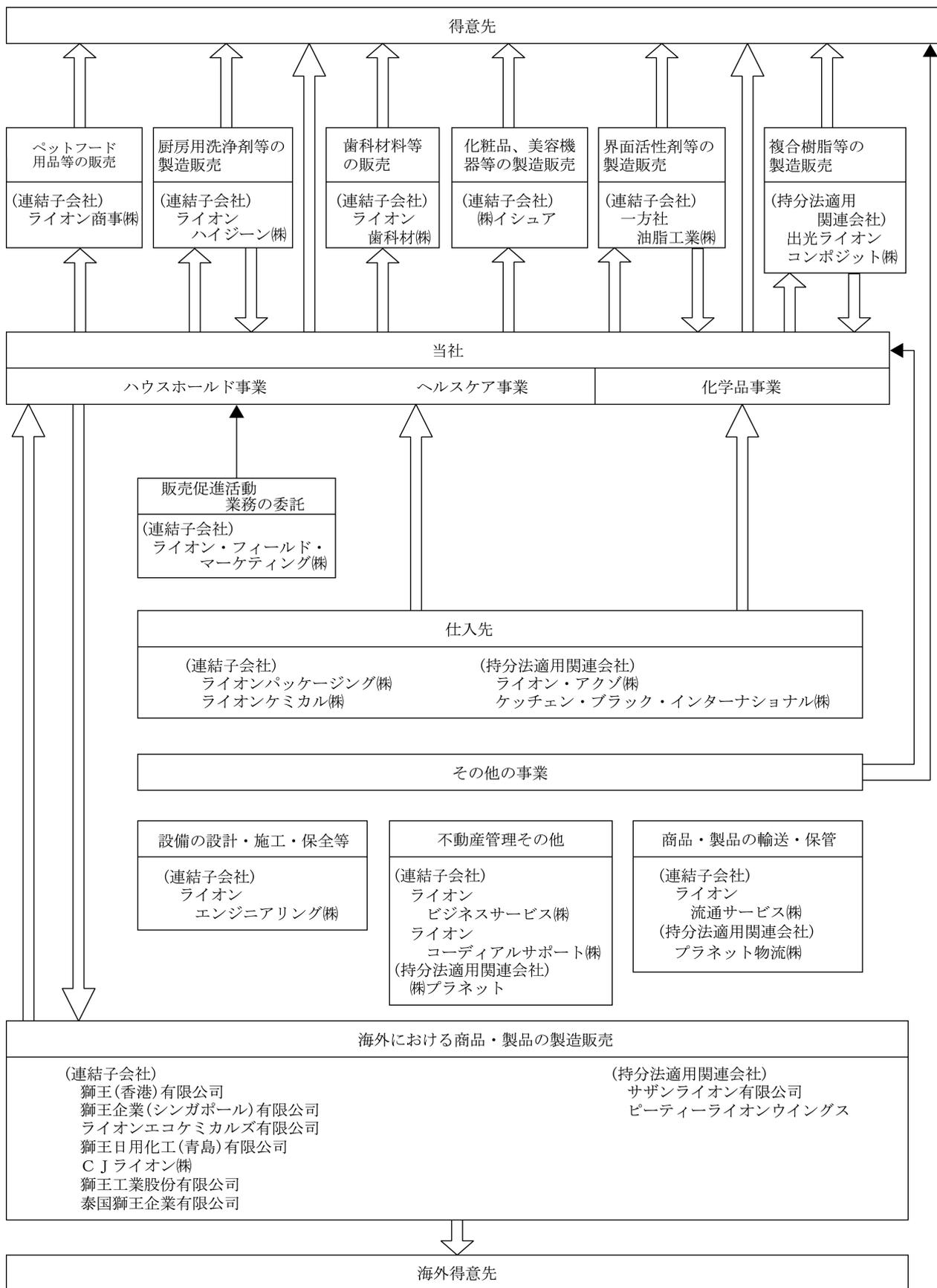
(化学品事業)

化学品は、当社及び一方社油脂工業(株)(連結子会社)が製造または購入し、代理店を通じて販売されております。ライオンケミカル(株)(連結子会社)、ライオンパッケージング(株)(連結子会社)、一方社油脂工業(株)(連結子会社)及びライオン・アクゾ(株)(持分法適用関連会社)は、製造を一部担当し当社に供給しております。

(その他の事業)

その他の事業として、ライオンエンジニアリング(株)(連結子会社)が当社等の設備の設計、施工、保全業務を、ライオン流通サービス(株)(連結子会社)が当社等の商品・製品の運送、保管業務を、ライオンビジネスサービス(株)(連結子会社)が当社等の不動産・保険関係業務及び福利厚生業務を行っております。また、これらの業務のうち、ヘルスケア事業、ハウスホールド事業及び化学品事業に関連するものについては、その内容に応じてそれぞれの事業に振り分けております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



※ ⇨印は商品・製品・原材料の取引、→印はサービス等の提供を表しております。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオン エンジニアリング㈱	東京都墨田区	100	その他の事業	100.0	2	7	なし	当社設備等 の建設及び 保守管理	事務所の 一部賃貸
ライオンケミカル㈱ ※1	東京都墨田区	7,800	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業 化学品事業	100.0	3	11	貸付金	原料・商品 の仕入先	事務所・ 土地の一 部賃貸借
ライオン コーディネーション㈱	東京都墨田区	20	その他の事業	100.0	—	5	なし	一般労働者 の派遣	事務所の 賃貸
ライオン歯科材㈱	東京都墨田区	10	ヘルスケア事業	100.0	1	6	なし	当社製商品 の販売先	事務所の 賃貸
ライオン商事㈱	東京都墨田区	240	ハウスホールド事業	100.0	1	4	なし	—	事務所の 一部賃貸
ライオンハイジーン㈱	東京都墨田区	300	ハウスホールド事業	100.0	1	7	なし	当社商品 の販売先	事務所・ 倉庫の一 部賃貸
ライオン パッケージング㈱	千葉県市原市	180	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業 化学品事業	100.0	1	7	なし	材料・商品 の仕入先	事務所の 一部賃借 ・土地の 一部賃貸
ライオン ビジネスサービス㈱	東京都墨田区	490	その他の事業	100.0	1	4	なし	賃貸物件の 斡旋依頼及 び保険付保	事務所・ 土地の一 部賃貸借
ライオン・ フィールド・ マーケティング㈱	東京都墨田区	50	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業	100.0	1	8	なし	販売促進 活動業務 の委託先	事務所の 一部賃貸
ライオン 流通サービス㈱	東京都墨田区	40	その他の事業	100.0	2	8	なし	当社製商品 の輸送 ・保管	事務所の 一部賃貸
㈱イシュー	東京都港区	20	ヘルスケア事業	100.0	—	6	貸付金	当社製商品 の販売先	事務所の 一部賃貸
一方社油脂工業㈱	兵庫県小野市	200	ハウスホールド事業 化学品事業	100.0	2	6	貸付金	当社製商品 の販売先 及び原料 ・商品の 仕入先	—
獅王(香港)有限公司	中華人民共和国 (香港)	千香港ドル 12,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業	100.0	—	4	なし	当社製商品 の販売先	—
獅王企業 (シンガポール) 有限公司	シンガポール	千シンガポール ドル 9,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業	100.0	—	4	なし	当社製商品 の販売先	—
獅王広告有限公司	中華人民共和国 (香港)	千香港ドル 100	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業	※2 100.0 (100.0)	—	3	なし	—	—

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオンエコケミカルズ 有限公司	マレーシア	千マレーシア ドル 90,000	化学品事業	100.0	—	3	なし	—	—
獅王日用化工 (青島)有限公司	中華人民共和国	723	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業	95.0	—	6	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	—
C J ライオン(株)	大韓民国	千韓国ウォン 5,000,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業 化学品事業	81.0	—	5	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	—
獅王工業股份 有限公司	台湾	千台湾ドル 218,150	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業 化学品事業	53.8	—	5	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	—
泰国獅王企業 有限公司	タイ	千バーツ 300,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業	51.0	3	6	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	—
ライオンサービス(株)	タイ	千バーツ 7,000	その他の事業	※3 49.0 (49.0)	—	—	なし	—	—

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任		資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ライオン・アクゾ(株)	三重県四日市市	1,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業 化学品事業	50.0	2	3	なし	脂肪酸窒 素誘導体等 の購入先	事務所の 一部賃貸
ケッチェン・ブラック ・インターナショナル(株)	東京都墨田区	50	化学品事業	※4 — [66.6]	1	3	なし	帯電防止剤 ・カーボン の購入先	—
出光ライオン コンポジット(株)	東京都台東区	100	化学品事業	50.0	2	3	なし	特殊複合 合成樹脂 の購入先	—
プラネット物流(株)	東京都墨田区	240	その他の事業	20.8	1	1	なし	当社製商品 の輸送 ・保管	—
(株)プラネット	東京都港区	436	その他の事業	16.1	1	—	なし	VANの 利用	—
サザンライオン 有限公司	マレーシア	千マレーシア ドル 22,000	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業	50.0	—	3	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	—
ビーティライオン ウイングス	インドネシア	百万ルピア 64,062	ヘルスケア事業 ハウスホールド事業	48.0	—	4	なし	当社製商品 の販売先 及び商品 の仕入先	—

- (注) ※1 ライオンケミカル(株)は特定子会社であります。
 ※2 獅王広告有限公司の議決権は獅王(香港)有限公司が所有しております。
 ※3 ライオンサービス(株)の議決権は、泰国獅王企業有限公司が所有しております。
 ※4 ケッチェン・ブラック・インターナショナル(株)の議決権は、ライオン・アクゾ(株)が所有しております。
 5 (株)プラネットは、有価証券報告書を提出しております。なお、(株)プラネット以外の上記連結子会社及び持分法適用関連会社は有価証券届出書及び有価証券報告書を提出していません。
 6 議決権に対する所有割合の()内は間接所有割合で内数であります。また、[]内は緊密な者等(関連会社)の所有割合で外数であります。
 7 上記以外に小規模な持分法適用非連結子会社が2社、持分法適用関連会社が1社あります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	
ヘルスケア事業	2,185	[313]
ハウスホールド事業	2,533	[243]
化学品事業	605	[36]
その他の事業	383	[2]
全社(共通)	266	[1]
合計	5,972	[595]

- (注) 1 従業員は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢 (歳)	(月)	平均勤続年数 (年)	(月)	平均年間給与(円)
2,456 [263]	43	2	20	1	7,086,561

- (注) 1 従業員は就業人員数であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社及び一部子会社では労働組合が組織されております。なお、労使関係は安定しており特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益の改善や個人消費に持ち直しの動きが見られるなど回復基調にありましたが、消費者物価の緩やかな下落が続くとともに、期後半には円高の進行により輸出が伸びなやむなど、景気の回復にかけりが見られました。

当社グループが主に事業を展開する国内日用消費財業界及び一般用医薬品業界は、店頭での激しい販売競争が続き、厳しい事業環境にありました。

このような事業環境の中、当社グループは、企業価値の向上を目指し、成長基盤の強化、安定した収益基盤の確立、環境対応先進企業を目指した活動に取り組みました。

成長基盤の強化としては、ブランド価値向上を目指し、国内外において主力ブランドの重点育成に取り組みました。国内では、成長が続く市場に超コンパクト液体洗濯用洗剤等の高付加価値新製品を導入するとともに総合感冒薬市場に本格参入するなど、積極的なマーケティング活動を展開しました。海外では、高付加価値の各国共通ブランドと現地ニーズを取り入れた各国独自ブランドを併せた商品育成戦略を進め売上の拡大を図りました。収益基盤の確立としては、製造原価の低減や、物流費の効率化等のコストダウン施策にグループ一体となって取り組み、収益力の向上に努めました。環境対応先進企業を目指した取組みとしては、温暖化ガスの排出削減等の目標を新たに定めた環境中期3ヵ年計画を策定するとともに、政府が提唱する地球温暖化防止運動「チャレンジ25キャンペーン」に参画するなど、当社グループの環境保全活動である「ECO LION(エコライオン)」活動を推進しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,311億円（前年同期比2.8%増）、営業利益は105億円（同4.6%増）、経常利益は117億9千5百万円（同5.8%増）、当期純利益は60億4千1百万円（同10.5%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①ヘルスケア事業

当事業の売上高は、1,336億6千万円（前年同期比2.3%減）、営業利益は、64億6千2百万円（同26.6%減）となりました。

（オーラルケア事業分野）

当事業分野では、歯磨の新ブランド「プラチアス」を発売するとともに、主力ブランド「デンターシステム」、「クリニカ」及び「デントヘルス」の重点育成に努めました。

歯磨は、主力の「デンターシステム」が前年同期の売上をかなり上回るとともに、高機能歯周病予防の「デントヘルス」が好調に推移し、高付加価値美白歯磨の新製品「プラチアス creamy up(クリーミィアップ) ペースト」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を上回りました。

歯刷牙子は、主力の「デンターシステム」、「クリニカ」が前年同期の売上をかなり上回るとともに、新キャラクターを採用した「こどもハブラシ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

口中剤は、「デンターシステムEX(イーエックス) デンタルリンス」が堅調に推移するとともに、歯グキへの滞留性を高めた乳白タイプの新製品「デンターシステム ハグキプラス デンタルリンス」がお客様のご好評を得て、全体では前年同期の売上をかなり上回りました。

歯科材料は、主力の「DENT.EX(デント イーエックス) 歯間ブラシ」が順調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

また、海外では、タイ、中国において「システム」歯刷牙子が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

以上の結果、当事業分野の売上高は、589億2千5百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

（ビューティケア事業分野）

当事業分野では、「キレイキレイ」シリーズ及び品ぞろえを拡充した制汗剤「Ban(バン)」の重点育成に努めました。

シャンプー、リンスは、ダメージ補修効果のある新製品「ソフトインワンシャンプー シルキエ」を発売しましたが、競争激化の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

ハンドソープは、外出先でも水を使わず手軽に使える新製品「キレイキレイ薬用泡で出る消毒液 携帯用」を発売しましたが、新型インフルエンザ流行の沈静化に伴い、全体の売上は前年同期を下回りました。

制汗剤は、汗をふき取る「Ban(バン) リフレッシュシャワーシート」が好調に推移しましたが、主力のパウダースプレーが競争激化の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

機能性食品等は、乳由来のラクトフェリンが腸まで届く「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」（通信販売商品）が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

また、海外では、タイの「植物物語」ボディソープが好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

以上の結果、当事業分野の売上高は、343億3千1百万円（前年同期比12.5%減）となりました。

（薬品事業分野）

当事業分野では、一般用医薬品の市場規模が縮小する中、「スマイル」及び「バルサン」の主力ブランド等の育成に加え、「バファリン」ブランドで総合感冒薬を発売しました。

解熱鎮痛薬は、「バファリンプラスS」、「バファリン ルナ」が好調に推移しましたが、「バファリンA」が競争激化の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

また、「バファリン」ブランドの新製品「バファリンかぜEX(イーエックス)」で総合感冒薬市場に本格参入し、積極的なマーケティング活動により、お客様のご好評を得ました。

アイケア剤は、目の疲れ・かすみに優れた効果を発揮する目薬「スマイル40EX(イーエックス)ゴールド」を新発売しましたが、「スマイルコンタクト」シリーズが市場規模縮小の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

ビタミン含有保健薬は、栄養ドリンク剤「グロンサン」、「新グロモント」が競争激化の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

殺虫剤は、バルサンで効き目最強の新製品「水ではじめる バルサン プロEX(イーエックス)」を発売し、お客様のご好評を得ましたが、市場規模縮小の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

以上の結果、当事業分野の売上高は、404億3百万円（前年同期比4.1%減）となりました。

②ハウスホールド事業

当事業の売上高は、1,656億9千9百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益は、製造原価、物流費の低減により、44億8千7百万円（同81.2%増）となりました。

(ファブリックケア事業分野)

当事業分野では、超コンパクト液体洗濯用洗剤の新製品「トップ NANOX(ナノックス)」、「超コンパクト 香りつづくトップ」の発売や柔軟剤の「香りとデオドラントのソフラン」の品揃えを拡充するなど、主力ブランドの重点育成に努めました。

洗濯用洗剤は、市場規模の拡大が続く液体市場で、植物由来の高洗浄力成分がニオイの原因となる皮脂汚れをナノレベルまで分解して落とす超コンパクトタイプの新製品「トップ NANOX(ナノックス)」、香りが長続きする柔軟剤入りの「超コンパクト香りつづくトップ」がお客様のご好評を得るとともに、改良発売したおしゃれ着洗いの「アクロン」が堅調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

漂白剤は、風呂の残り湯洗濯で気になる菌やニオイまですっきり落とす新製品「ブライトW(ダブル)除菌&抗菌」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

柔軟剤は、ここちよいアロマの香りがより長続きする新製品「香りとデオドラントのソフラン アロマリッチ」がお客様のご好評を得て、競争激化の中、全体の売上は堅調に推移しました。

また、海外では、新製品を積極的に展開したタイの洗濯用洗剤が好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

以上の結果、当事業分野の売上高は、1,204億8千8百万円（前年同期比5.8%増）となりました。

(リビングケア事業分野)

当事業分野では、台所用洗剤「チャーミー」の品揃えを拡充するとともに、住居用洗剤「ルック」及び調理関連品「リード」の重点育成に努めました。

台所用洗剤は、高い洗浄力と手肌へのやさしさが特長の新製品“手肌プレミアム”を加えた「CHARMY(チャーミー)泡のチカラ」と食器洗い機用洗剤「CHARMY(チャーミー)クリスタ」が好調に推移しましたが、競争激化の影響を受け、全体の売上は前年同期比微増となりました。

住居用洗剤は、「トイレのルック」が堅調に推移しましたが、「おふろのルック」が競争激化の影響を受け、全体の売上は前期を下回りました。

調理関連品は、「リード ヘルシークッキング ペーパー」が市場規模縮小の影響を受け、全体の売上は前年同期を下回りました。

また、海外では、タイ、韓国の台所用洗剤が伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

以上の結果、当事業分野の売上高は、452億1千万円（前年同期比2.3%減）となりました。

③化学品事業

当事業の売上高は、250億6千5百万円（前年同期比13.3%増）、営業損益は、9億8千8百万円の営業損失（前年同期は13億2千8百万円の営業損失）となりました。

当事業は、産業需要が回復する中、高機能製品の重点育成及びコストダウンに取り組み、収益力向上を図りました。

油脂活性剤は、国内向け洗剤原料や食品添加剤用途が好調に推移するとともに、海外向け化粧品原料が好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

導電性カーボンは、自動車部品用途や電池・電子部品用途が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

④その他の事業

当事業の売上高は、建設請負事業が好調に推移し、66億7千6百万円（前年同期比141.1%増）となりました。営業利益は、5億7千4百万円（同503.3%増）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(日本)

国内は、新型インフルエンザの沈静化や一般用医薬品の市場規模縮小によりヘルスケア事業が伸びなやみましたが、新製品「トップ NANOX」をはじめ液体洗濯用洗剤が好調に推移したハウスホールド事業、産業需要の回復を受けた化学品事業及び建設請負業を中心とするその他事業が前年同期の売上を上回り好調に推移したことから、売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は2,816億9千3百万円（前年同期比1.6%増）となりました。

営業利益は、新製品への積極的なマーケティング投資により競争費用が増加しましたが、売上高増加に加え、製造原価や物流費の低減を中心としたトータルコストダウンの積極的な推進により、営業利益は95億1千1百万円（同16.9%増）となりました。

(アジア)

洗濯用洗剤とオーラルケア事業分野を中心に、各国共通ブランド及び各国の独自ブランドの育成に取り組み、タイの洗濯用洗剤が好調に推移するとともに、タイ、中国において「システム」歯ブラシが好調に推移し、売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は515億4千7百万円（前年同期比10.1%増）となりました。

営業利益は、積極的なマーケティング投資による競争費用の増加等により、6億3千3百万円（同59.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、当連結会計年度期首に比べ、現金及び現金同等物に係る換算差額等を含めて117億6千9百万円の資金の増加（前連結会計年度は2億8千5百万円の資金の減少）となり、当連結会計年度末残高は445億8千2百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益の増加に加え、仕入債務や未払金等の増加等により、255億1千8百万円の資金の増加（前連結会計年度は249億7千8百万円の資金の増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産や投資有価証券の取得による支出等により、53億1千万円の資金の減少（前連結会計年度は136億円6千9百万円の資金の減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出等により、82億9千3百万円の資金の減少（前連結会計年度は116億5千8百万円の資金の減少）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ヘルスケア事業	99,105	98.8
ハウスホールド事業	148,419	115.2
化学品事業	11,378	106.8
その他の事業	—	—
計	258,903	108.0

(注) 金額は生産者販売価格で算出しており、消費税等は含んでおりません。

(2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ヘルスケア事業	133,660	97.7
ハウスホールド事業	165,699	103.4
化学品事業	25,065	113.3
その他の事業	6,676	241.1
計	331,100	102.8

(注) 1 セグメント間の内部取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
(株)P a l t a c	64,097	19.9	63,325	19.1
(株)あらた	58,115	18.1	62,853	19.0

3 金額は消費税等を含んでおりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 当社グループの対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。

このような中、当社グループでは次の3つのテーマを掲げ、施策を一層推進してまいります。

- ① 「新・快適生活産業分野No. 1に向けた成長基盤の強化」
- ② 「環境対応先進企業を目指した活動の充実」
- ③ 「組織文化の活性化」

「新・快適生活産業分野No. 1に向けた成長基盤の強化」につきましては、中長期的なブランド育成及び今後も需要の拡大が見込まれるアジア各国での海外事業の継続的成長が課題であると認識しております。そのため、ブランド価値向上を目指した商品開発や、お客様とのコミュニケーション機能の向上に継続して取り組んでまいります。アジア各国においては、生産能力の増強を図るとともに、当社技術の導入と現地の生活習慣に対応したマーケティング施策の実施等により、一層の事業拡大を図ります。

「環境対応先進企業を目指した活動の充実」につきましては、環境中期3ヵ年計画の達成を目指し、商品の原料調達から廃棄までを通じた環境配慮等からなる「ECO LION(エコライオン)」活動を積極的に推進します。温暖化ガス排出量の削減、水資源の有効活用等の取組みを進めるとともに、海外における環境マネジメントもさらに充実させてまいります。また、マレーシアにおいて推進中の植物由来の界面活性剤「MES(アルファスルホ脂肪酸メチルエステル塩)」の製造販売事業につきましても、供給体制の拡充とマーケティング活動の一層の推進を図ります。当社グループはこれらさまざまな活動を通じて、持続可能な循環型社会の実現に向け幅広く環境保全に貢献してまいります。

「組織文化の活性化」につきましては、お客様に新しい価値を提供できる製品企画開発体制の整備、流通構造の変化に対応し中長期的な視点での商品育成を可能とする販売体制の構築を継続して進めるとともに、多様な人材活用の推進に向けた諸施策の整備を進めてまいります。

当社グループは、これらの課題への対処を着実に進め、成長力及び事業基盤の強化を図るとともに、企業が果たすべき社会的責任への先進的対応にも不断の取組みを進め、企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思にもとづいて行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきではないと考えております。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、係る行為の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、明治24年の創業以来、長きにわたり人々の健康と清潔で快適な暮らしに役立つ優良製品の提供を通じ、社会に貢献することを目指してまいりました。また、『「愛の精神の実践」を経営の基本とし、人々の幸福と生活の向上に寄与する』との社是のもと、口腔衛生啓発活動等の社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。このような一貫した「企業理念にもとづく事業活動」の継続により、現在の当社事業は、歯磨、歯刷子、洗濯用洗剤、ハンドソープなどの日用品、解熱鎮痛薬、アイケア剤などの一般用医薬品等、生活に欠かすことのできない製品分野にわたり、多くのお客様からご愛顧をいただいております。

当社は、企業価値の源泉であるブランド価値の向上を軸とした事業基盤のさらなる強化に向け、日用品・一般用医薬品・機能性食品からなる事業領域を「新・快適生活産業分野」と位置付け、この事業領域をあわせ持つ当社ならではの強みを発揮し、「健康」、「快適」、「環境」の観点からお客様に新しい価値を提供し続けてまいります。あわせて、持続可能な循環型社会の実現に貢献するため、事業活動のあらゆる場面において地球環境への対応を進めてまいります。

企業経営を取り巻く環境が絶えず変化する中、今後とも一貫した経営理念にもとづいて、よりお客様に満足いただける製品・サービスを創出し、生活者の良きパートナーであることが当社の中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。

また、当社は、取締役の任期を1年として社外取締役2名を置き、経営の監督機能の強化を図るとともに社会通念上の視点から経営の評価を行うため社外有識者で構成される「経営評価委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

当社は、平成21年3月27日開催の第148期定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件」（以下、「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）が遵守すべき手続きを明確にし、株主及び投資家の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに買付者等との交渉の機会を確保することを可能とするものであり、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には対抗措置の発動を警告するものであります。

本プランの対象となる大規模買付行為とは、以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為であります。

- (i) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%超となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%超となる公開買付け

本プランに従った対抗措置の発動等については、当社取締役会の恣意的判断を排するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役で構成される企業統治委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆さまに適時に情報開示し透明性を確保するものとしております。

本プランは、買付者等が本プランに定める手続きに従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆さまの意思を確認するために、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとしております。

④ 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(i) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

(ii) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされようとする際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

(iii) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定める手続きに従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆さまの意思を直接確認するものであります。

また、本プランの有効期間は、平成24年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時までであります。係る有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっております。

(iv) 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として企業統治委員会を設置しております。

企業統治委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役の中から当社取締役会により選任された者により構成されております。

また、当社は、必要に応じ企業統治委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆さまに情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(v) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(vi) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

(<http://www.lion.co.jp/ja/company/press/2009/pdf/2009013.pdf>)

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態は、今後事業を行っていく上で起こりうる様々なリスクによって影響を受ける可能性があり、有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、特に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項について、以下に記載しております。

なお、将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 製品の品質評価

当社グループは、お客様に安心、安全、便利で環境に配慮した製品をお届けするため、薬事法等の関連法規の遵守並びに品質の国際基準に基づいた管理のもと、製品の企画、開発、生産、販売を行っております。さらに、発売後はお客様相談窓口へ寄せられたお客様の声を活かし、製品や包装容器、表示等の改善に努めております。

しかしながら、不測の重大な製品トラブルが発生し、当該製品や当社グループ製品全体の評価が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 原材料価格の変動

当社グループの製品は、石油化学製品や植物油脂等を原材料として使用しております。これらの原材料は、国際市況の影響を受けやすいため、常にコストダウンをはかり、また使用原材料を多様化する等の施策を講じておりますが、原材料価格の高騰が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替レートの変動

当社グループは、海外子会社の財務諸表を連結財務諸表作成のため円換算しております。現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートにより円貨換算後の価値に影響を受ける可能性があります。また、当社グループは、為替変動に対するヘッジ等を通じて、原材料費が増大するリスク等を最小限にとどめる措置を講じておりますが、短期及び中長期的な為替変動が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 重大な訴訟等

当連結会計年度において、当社グループに重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておられません。しかしながら、将来、重大な訴訟等により当社グループに対して多額の損害賠償責任等が確定した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 地震等自然災害

当社グループの製品を製造する工場において、地震等の自然災害についての安全対策を講じておりますが、万一大きな災害が発生した場合には、生産設備の損壊あるいは事業活動の中断により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、人々の美と健康の維持増進や快適な家庭生活など、暮らしの夢・暮らしの願いを先取りした製品、違いが実感できる製品の開発に注力しております。一人ひとりの生活に役立つパーソナル・ケアの考え方を基本に、革新的技術に基づくお客様満足度の向上を第一に心がけております。また、環境保全、省資源、安全志向など人と地球にやさしい技術の開発に努めております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、89億1千万円であります。

各事業セグメントの研究開発活動は下記のとおりです。

(1) ヘルスケア事業

[日本国内]

ヘルスケア事業分野では、オーラルケア、ビューティケア、薬品の3つの事業分野に分け、オーラルケア研究所、ビューティケア研究所、薬品第1研究所、薬品第2研究所が研究開発を行っています。

① オーラルケア事業分野では、口腔科学を中心とする研究成果を生かして、歯磨、歯刷子、口中剤などの開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

歯磨分野では、クリーミーな泡が歯全体をまんべんなく包み込むイオンパック処方により“蓄積くすみ（歯に付着した着色汚れ）”を浮かせて落としやすくし、毎日じっくりお口をケアする美容歯みがき習慣を提案する「プラチアス creamy up ペースト」を開発・導入し、ご好評を得ております。

歯刷子分野では、口の中で動かしやすく、大小2サイズの山切りによりあらゆる歯間の清掃力を高めた「ビトイーンライオン超コンパクト」を開発・導入し、ご好評を得ております。

口中剤分野では、歯周病予防ブランド「デンターシステム」から、弱ってきた歯ぐきの方のために、薬用成分ビタミンEを新配合するとともに、エマルジョンの働きで薬用成分を歯グキに留める効果と実感を高めた乳白タイプの「デンターシステム ハグキプラス デンタルリンス」を開発・導入し、ご好評を得ております。

歯科医院向け製品では、ご家庭でのフッ化物洗口の習慣化を促進する、調製する手間のいらない液体タイプのう蝕予防フッ化物洗口液「フッ化ナトリウム洗口液0.1% [ライオン]」（医療用医薬品）を、また細くしなやかな「スーパーテーパード毛」とタテ・ヨコの「マルチアクション音波振動」を組み合わせた音波式電動歯刷子「DENT.EX Systema VibratoCare」を開発・導入し、いずれもご好評を得ております。

② ビューティケア事業分野では、皮膚科学、毛髪科学、界面科学を中心とする研究成果を活かして、ハンドソープ、ボディソープ、化粧石鹸、入浴剤、制汗剤などのスキンケア製品及びシャンプー、リンス、ヘアメイク剤、育毛剤などのヘアケア製品の開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

清潔関連分野では、平成20年10月に発売した「キレイキレイ泡で出る消毒液」がご好評を得ており、さらに外出先での手指消毒の需要にお応えするため、持ち運びが可能な大きさの「キレイキレイ泡で出る消毒液（携帯用）」を3月に導入いたしました。

制汗・デオドラント分野では、「Ban」ブランドから、ロングラスティング香料を新配合し、汗とニオイをしっかり抑えて、ピュアな香りが長続きする「Ban デオドラントパウダースプレー」を2月に改良発売いたしました。また、「Ban リフレッシュシャワーシート」には、デオドラントスプレーで好評の透明感がありみずみずしくやさしい花の香りの「ウォーターリリーの香り」を追加し、2月

に導入いたしました。さらに、ニオイの元から集中ケアする「集中予防シリーズ」として、「Ban 薬用デオドラントスプレー高密度タイプ」、「Ban 薬用デオドラントロールオン高濃度ミルキータイプ」と、女性用シート市場で初めて殺菌、制汗成分を配合した医薬部外品の「Ban 薬用デオドラントシート高濃度タイプ」を3月に導入いたしました。また、30代男性特有のアブラっぽいニオイも抑えるデオドラントシリーズ「PRO TEC STYLE」から、男の汗・アブラをしっかり拭き取り、ニオイの発生も抑えるボディ用シート「PRO TEC STYLE デオドラントボディシート」を、3月に導入いたしました。

さらに、「イオンの力」に着目した新消臭粉体の開発を進め、ナノイオン微粒子・酸化亜鉛による消臭メカニズムを明らかにするとともに、高い消臭効果を実現する複合・崩壊技術の開発に成功、本研究成果を「2010年日本化学会西日本大会」「第67回化粧品技術者会研究討論会」において報告いたしました。

スキンケア分野では、平成20年1月の発売以来、ご好評をいただいております「BATHTOLOGY」泡のボディケアウォッシュを改良し、9月に発売いたしました。

ヘアケア分野では、「ソフトインワン」ブランドから、髪のダメージ意識の高い方にもヘアケア効果を実感していただけるコンディショナーインシャンプー「シルキエ」を3月に発売いたしました。従来より発売しています「さらさらタイプ」「しっとりタイプ」「ふんわりタイプ」「すっきりタイプ」と合わせて、髪の状態や好みの仕上がり感に応じて選んでいただけるラインナップとなり、多くの方に御愛用いただいております。

- ③ 薬品事業分野では、セルフメディケーションを担うOTCスペシャリティファーマとして、製剤技術や薬効・薬理技術を中心とする研究成果を活かして、一般用医薬品、ヘルスケア製品、殺虫剤などの開発を行なっています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

一般用医薬品分野では、イブプロフェン、クレマスチンフマル酸塩、ブロムヘキシシン塩酸塩の3つの承認基準外成分を含む7成分を配合するとともにイブプロフェンの速溶解技術“クイックメルト製法(特許取得)”により、“つらい熱、のどの痛み”をはじめ、かぜの諸症状にすぐれた効果を発揮する「バファリンかぜEX」を開発、9月に導入いたしました。クイックメルト製法では、水に溶けにくい解熱鎮痛成分イブプロフェンをミクロンサイズまで微粒化した後、水になじみやすくさせるために表面をコーティングしていますので、錠剤、細粒の2タイプのかぜ薬ともに素早いイブプロフェンの溶解性の実現に成功しました。この研究成果を「日本薬剤学会 第25年会(5月開催)」、「粉体工学会 第27回製剤と粒子設計シンポジウム」において報告いたしました。

また、点眼薬では、当社独自のビタミンA(レチノールパルミチン酸エステル)安定化技術と防腐剤無配合技術を採用し、8種の有効成分が“つらい目の疲れ・かすみ”によく効く中高齢者向け点眼薬「スマイル40EXゴールド」を開発、3月に導入いたしました。

機能性食品分野では、通販限定で販売しております、乳由来たんぱく質ラクトフェリンを配合した「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」の内臓脂肪への作用メカニズムに関して「日本ラクトフェリン学会第4回学術集会(11月開催)」において報告し、ラクトフェリンに関する優れた応用研究に授与される日本ラクトフェリン学会富田賞を受賞しました。

殺虫剤分野では、従来の薬剤では駆除しにくい抵抗性ゴキブリやダニに対して優れた駆除効果を発揮するくん煙タイプの殺虫剤「バルサン プロEX」に、水始動タイプの「水ではじめる バルサン プロEX」を、3月に新発売いたしました。

当事業に関わる研究開発費は、45億7千8百万円であります。

(2) ハウスホールド事業

[日本国内]

ハウスホールド事業では、ファブリックケア、リビングケアの2つの事業分野に分け、ファブリックケア研究所、リビングケア研究所が研究開発を行っています。

- ① ファブリックケア事業分野では、界面科学を中心とする研究成果を活かして、衣料用洗剤、仕上げ剤などの製品開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

伸張している液体洗剤カテゴリーにおいて、“超濃縮化”と“高洗浄力”を両立するMEE(メチルエステルエトキシレート)を応用し、落ちにくかった皮脂由来のニオイ汚れまですっきり落とす次世代の超コンパクト洗剤「トップ NANOX」を1月に新発売し、液体洗剤市場を活性化いたしました。また、着る時まで心地よい香りが長続きする「香りつづくトップ」から、MEEを配合し当社独自の“香りつづくメカニズム”を進化させた超コンパクトタイプの柔軟剤入り衣料用液体洗剤「超コンパクト香りつづくトップ」を10月に発売いたしました。「トップ NANOX」「超コンパクト 香りつづくトップ」は、環境負荷低減と使いやすさを両立している点が評価され、財団法人日本産業デザイン振興会が主催する「2010年度グッドデザイン賞」を受賞いたしました。

また、独自のスタイル保持成分配合で、衣類の“色あせ”と“しわ・ヨレ”を防ぐ効果の高い衣料用中性洗剤「アクロン」を、「愛着のある大切な服」をやさしくキレイに洗い上げる洗剤として新しい2タイプの香調を採用し、パッケージデザインをリフレッシュして、9月に改良発売しました。

衣料用粉末洗剤分野では、きなり等の淡色衣料にも安心して使用いただけるよう、“蛍光剤無配合”とした「消臭ブルーダイヤ」を4月に改良発売しました。また、環境対応の先駆商品である「トップ」では、“きれいな川と暮らそう基金”と協賛し、環境・香り企画品を6月と12月に発売し、社会貢献活動にも参画いたしました。「部屋干しトップ」と「ブルーダイヤ」では、洗濯シーンで香りを楽しみたいというお客様のニーズに応え、香り企画品を5月、9月、10月に数量限定で発売しました。

衣類用漂白剤分野では、環境・節約意識の高まりから利用者が増加している風呂の残り湯洗濯に着目し、除菌と抗菌のダブル効果により、残り湯洗濯の不安である菌やニオイを水道水で洗濯した時と同じレベルまで減らす、新発想の衣料用液体酸素系漂白剤「ブライトW 除菌&抗菌」を6月に新発売いたしました。

衣料用仕上げ剤分野では、心地よい香りと高い防臭効果でアロマ感覚のお洗濯が楽しめる柔軟仕上げ剤「香りとデオドラントのソフラン」の天然アロマオイルを増量し、パッケージデザインをリニューアルして3月に改良発売いたしました。また、「香りとデオドラントのソフラン」から、「リッチラスティング香料」を活用し、濃厚で“奥深い香り”を長続きさせることで、衣類を着ている間心地よいアロマを楽しめる「香りとデオドラントのソフラン アロマリッチ」を新ラインとして10月に新発売し、好評を得ております。

- ② リビングケア事業分野では、界面科学を中心とする研究成果を活かして、台所用洗剤、住居用洗剤及び調理用品などの製品開発を行っています。

当連結会計年度の主な成果は次のとおりです。

台所用洗剤分野では、台所用洗剤の香りを重視されるお客様のニーズにお応えし、高い洗浄力でご高評をいただいております「CHARMY 泡のチカラ」から、「ローズヒップ&シトラスの香り」と「フレッシュカモミールの香り」を1月に、「パイナップルシャワーの香り」と「シークワサーサクッシュの香り」を6月に各々数量限定発売いたしました。また、特に冬場にご要望の高い手肌へのやさしさに対して、当社独自の“刺激ブロック技術”を開発して高い洗浄力と手肌へのやさしさの両立を実現し、“乳酸ナトリウム”を新配合して食器洗い後の手肌感触でやさしさを実感できる「CHARMY 泡のチカラ 手肌プレミアム」を10月に新発売し、「CHARMY 泡のチカラ」のシリーズ強化を図りました。

た。「CHARMY 泡のチカラ 手肌プレミアム」の開発において得られた研究成果については、第42回洗浄に関するシンポジウムにて発表を行いました。

自動食器洗浄機用洗剤分野では、独自の“パワフルウォッシュ成分”の働きにより、スピードコースで洗っても食器や食器洗い機庫内のくもり汚れ、しつこい油汚れに対して高い洗浄力を発揮し、食器やガラスの輝きのある洗い上がりを実現してご高評いただいております「CHARMY クリスタ ジェル」に、たっぷり使えてお得なつめかえ用大型サイズを3月に追加新発売いたしました。

住居用洗剤分野では、従来の高い洗浄力に加え、“すすぎクイック成分”を新配合し、すすぎ時の泡ぎれの速さを向上させることですすぎ時間が約30%短縮し、お風呂掃除で感じるイライラ感を軽減して、節水にもつながる浴室用洗剤「おふろのルック」を3月に改良新発売いたしました。また、ニオイや雑菌が気になるお客様のニーズにお応えし、清涼感のある爽やかな香りを採用した「おふろのルック フレッシュハーブの香り」を5月に数量限定発売いたしました。

調理用品分野では、煮物などの調理の際に煮汁にフィットしてアクや油をとる“新スリットパターン”を採用して使いやすさが向上した「リード アクも油もとるシート」を9月に改良発売いたしました。また、油なしでも食材がこびりつきにくい機能を活かしながら、シート全面がピンク色のハート柄で楽しくお菓子作りができ、ラッピングにも使える「リード ヘルシークッキングシートお菓子作り品」を12月に数量限定発売いたしました。

- ③ ペット事業では、オールライオンの技術の強みを生かした新製品の開発・導入に努めております。当連結会計年度の主要な成果としては、11品目44アイテムの新製品・改良製品を発売、事業の強化に寄与しました。

ボディケア分野では、プレミアム「Q&R(クイック&リッチ)」シリーズからスプレーしてブラッシングするだけでシャンプーしたての上質な仕上がりを長続きさせる「ブラッシングトリートメント」を新発売し、プレミアムQ&Rシリーズの強化を図りました。さらに、手足・お尻の汚れ・バイ菌を、水を使わずスッキリ拭取る「除菌できるふきとりフォームとウェットティッシュ」を新発売し、ペットオーナー様の清潔志向と健康志向に対応いたしました。

リビングケア分野では、ペットのオシッコ臭に特化した「オシッコ専用汚れ・ニオイ強力消臭スプレー」犬用及び猫用を新発売いたしました。消臭成分、除菌成分は、100%植物生まれでペットオーナー様の安全・安心志向に対応しました。

猫砂分野では、新消臭・抗菌成分「硫酸アルミニウム (ALM)」配合で長時間消臭と抗菌力をさらに向上、パッケージをよりわかりやすく改良して市場導入いたしました。

衛生分野では、犬用シートにおいて、お茶成分・クエン酸・銀イオンのトリプル消臭と抗菌力をアップした「ニオイOFFシート」を改良発売し、ペットオーナー様の清潔志向に対応しました。

ペットフード分野では、オーラルケアスナックで、鶏ササミで作ったオーラルケアガム「ツブツブチップ入りササミ」を新発売し、ペットキッスオーラルケアシリーズのさらなる強化を図りました。また、「デントスキッシュ オーラルクリスピー」もライフステージ別(成犬/高齢犬)・犬サイズ別(超小型犬/小型犬)に仕様を変更し、改良発売いたしました。メタボケアのシリーズとして、おいしく食べて体重サポートする犬用及び猫用レトルト「低カロリー膳」をライフステージ別〔成(犬・猫)用/高齢(犬・猫)用/老齢(犬・猫)用〕に、食べやすい形状及びライフステージに適した機能性成分(ビタミンE、グルコサミン等)を配合して改良発売いたしました。

- ④ レストラン・居酒屋・集団給食などの外食・中食産業、食品工場、病院・介護施設、クリーニング向けの業務用洗剤などの製品開発と製造、販売、並びにこれらのお客様の食の安心・安全をサポートする衛生診断や衛生講演をはじめとする総合衛生管理ビジネスをライオンハイジーン(株)が行っております。

当連結会計年度の主な成果といたしましては、衣料用分野では、見えない汚れ(くすみ・ニオイの

もと) まですっきり落とす液体タイプの衣料用洗剤「トップクリアリキッド4 L」と、ダブル分解酵素と除菌成分が汚れと菌に働き、イヤなニオイを抑制する「部屋干しトップ6 kg」を新発売いたしました。

サニテーションの分野では、衛生管理で需要の高まるアルコール製剤をリニューアルいたしました。「ライオガードアルコール」と「ハイアルコールスプレー」を新発売し、商品ラインアップの充実を図るとともに、お客様の衛生管理に寄与しております。食器洗浄機用分野では、新開発のスポットクリア成分の働きで、リンス剤を使わなくてもスポットを残さず食器をキレイに素早く仕上げ、ランニングコストを大幅に削減できる固形洗浄剤「マイスターシャインNR4 kg」を導入し、ご好評をいただいております。食器・調理器具用の台所洗剤として、きめ細かく豊かな泡が持続し、スポンジ、まな板、ふきんの除菌ができる「CHARMY 泡のチカラ EXTRA CLEAN 4 L」を新発売いたしました。

食品工業分野では、次亜塩素酸ナトリウム配合で洗浄と除菌が同時にでき、きめ細かく豊かな泡で手の届きにくい場所もキレイに洗い上げる発泡洗浄機用洗剤「ブリーカーMF604」を新発売し、衛生管理と作業効率アップに貢献しております。

当事業に関わる研究開発費は、33億9百万円であります。

[海外]

海外事業では、日本で開発した技術の水平展開とともに、アジア各国市場のニーズに対応した地域に根ざした製品開発を行い、関連各社で積極的な新製品投入を進めてまいりました。

事業分野別の新製品・改良品の開発状況は下記のとおりです。

オーラルケア分野では、既にタイ、シンガポール、韓国など各国でご好評いただいております「システム」ブランドのシリーズとして、マレーシアで歯刷牙の新製品を投入しライン拡大を進めました。また、シンガポールでは「システム」知覚過敏洗口液を投入しブランド強化を進めました。タイでは「ザルツ」ブランドに極細用毛を活用した歯刷牙を新規に導入し大変好調に推移しております。

ビューティケア事業分野では、殺菌・衛生セグメント製品の伸張を受け、シンガポールにて「キレイキレイ」ブランドの泡ハンドソープの新香調、アルコール除菌ジェルを導入するなど、お客様の幅広いニーズに応えるとともにブランドの強化を図りました。「植物物語」ブランドでは、マレーシアにて、日本品質のイメージ強化を図るため「ジャパンオリジナル」としてボディソープを改良発売、また、シンガポールでも殺菌訴求の「メディケイテッド」ラインを追加するなど、大幅な改良発売を行い、それぞれ大変好評をいただいております。

ハウスホールド事業分野では、衣料用洗剤の環境対応、機能強化を中心とした製品開発を進め、新製品、改良品を発売いたしました。韓国では、植物原料由来の高機能界面活性剤「MES」を配合した「ビートドラム」を改良発売いたしました。この製品は、当社技術により製造した「MES」を活用した初の海外市場進出製品です。また、新たに「ビート」ブランドのライン拡大として衣料用漂白剤「ビートO₂ 殺菌漂白」を発売し、好評を得ております。タイでは夜洗濯の室内干後のいやな臭いの発生を防ぐナノシルバー技術をドラム式洗濯機用洗剤にも展開、「シルバーナノ・ドラム用」を新発売し、大変好調に推移しております。

なお、海外事業に関わる研究開発費は、ヘルスケア事業及びハウスホールド事業に含まれております。

(3) 化学品事業

化学品事業では、化学品研究所を中心として界面科学と合成技術を基盤とする研究成果を活かし、「水系洗浄剤」「導電性樹脂」「油脂誘導体」の3つの製品分野に注力して開発を推進しております。当連結会計年度の主な研究成果は次のとおりです。

パフォーマンスケミカル分野では、水系洗浄剤「サンウォッシュ」シリーズを電子部品の洗浄用途に展開しています。マイクロサイズの油汚れからナノサイズの粒子汚れまで精密に洗浄することを実現し、LED発光素子の部品であるサファイア基板の洗浄剤としてもご好評をいただいております。成果の一部についてはInterOpto 2010（パシフィコ横浜）で報告いたしました。

一方、樹脂に導電性材料を配合して得られる導電性樹脂「レオパウンド」シリーズでは、当社の技術が活かせる小型・薄肉化部品及びシートを中心に開発を進めており、携帯電気製品の部材や電子材料の保護に用いられる機能性シート材料としての実績化が進んでおります。当社が独自に開発したカーボン分散技術の成果については、第59回高分子討論会で報告いたしました。

オレオケミカル製品では、植物油（パーム油、ヤシ油）から得られる高純度脂肪酸メチルエステルの誘導体の用途開発を推進しております。脂肪酸メチルエステルの生分解性及びカーボンニュートラルである特長を活かした電気絶縁油の開発を進めてまいりました。誘導体化と精製技術により従来にない高い電気絶縁性と冷却効率を実現する電気絶縁油を開発いたしました。絶縁特性について得られた知見については、石油学会第30回絶縁油分科会研究発表会、日本油化学会第49回年会、NCSS2010（International Conference on Nanoscopic Colloid and Surface Science、幕張メッセ）で報告いたしました。

一方社油脂工業㈱の研究所では、界面化学と高分子化学をベースに、ポリマー分野、ゴム薬剤分野、化成品分野、繊維分野の研究開発を行っております。

当連結会計年度では、ゴム薬剤分野、ポリマー分野、化成品分野を重点分野とし、工業用機能化学品の開発を推進いたしました。

主な成果として、ポリマー分野では、環境対応としての溶剤タイプ代替「水系エマルジョン型粘着剤」、ゴム薬剤分野での「タイヤ用高性能防着剤」及び「ゴムホース用離型剤」、製紙関連向け「撥水剤」、繊維薬剤分野での「特殊漂白剤」、「耐久帯電防止剤」などの研究開発を進めました。

当事業に関わる研究開発費は、10億2千2百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び連結会社）が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり採用した会計方針及びその適用方法並びに見積りの評価については、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しているため省略しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、国内日用消費財業界及び一般用医薬品業界における店頭での激しい販売競争が続く中、国内では、成長が続く市場に超コンパクト液体洗濯用洗剤等の高付加価値新製品を導入するとともに主力ブランドの重点育成に取り組み、海外では、高付加価値の各国共通ブランドと各国独自ブランドを併せた商品育成戦略を進め売上の拡大を図ったこと等により、売上高は、3,311億円（前年同期比2.8%増）となりました。

売上原価は、売上高が増加したこと等から1,404億円（前年同期比2.8%増）となりました。売上原価の比率は、売上構成変化による上昇要因がありましたが、製造原価の低減や物流費の効率化等のコストダウン施策の推進等により、前年と変わらず42.4%となりました。

販売費及び一般管理費は、積極的なマーケティング投資による競争費用の増加等により、1,802億円（同2.8%増）となりました。

以上の結果、営業利益は105億円（同4.6%増）となりました。

経常利益は、持分法による投資利益の増加などにより、117億9千5百万円（同5.8%増）となりました。

当期純利益は、投資有価証券の評価損及び設備更新に伴う有形固定資産処分損等による特別損失11億8千8百万円の計上等の結果、60億4千1百万円（同10.5%増）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループを取り巻く事業環境は、個人消費の低迷や店頭での販売競争の一層の激化など、引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。このような中、当社グループは、企業価値向上に向け、国内外において主力分野での新製品の導入や積極的なマーケティング活動によりブランドの重点育成に取り組んでまいります。

ヘルスケア事業は、歯磨、歯刷子、制汗剤等の重点ブランドで新製品を発売し、積極的な広告宣伝を行います。また、昨年導入した総合感冒薬の重点育成にも取り組み、主力ブランドの強化を図ります。

ハウスホールド事業は、成長分野の液体洗濯用洗剤の重点育成を進めるとともに、住居用洗剤では付加価値の高い新製品を発売し、育成に取り組めます。

化学品事業は、主力の油脂活性剤や、導電性カーボン等の高機能製品の売上拡大を目指します。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループでは、グループキャッシュマネジメントシステムを国内連結子会社に導入しており、グループ資金を当社に集中するとともに、各社の必要資金は当社が貸し付けることで、資金効率の向上と支払利息の低減を図っております。

なお、資金の流動性については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において70億8千1百万円の設備投資（有形固定資産、無形固定資産の取得価額。金額には消費税等を含んでおりません。）を行いました。

その内訳は、ヘルスケア事業20億8千9百万円、ハウスホールド事業34億9千万円、化学品事業6億1千6百万円、その他の事業4千6百万円、全社資産8億3千7百万円であります。

ヘルスケア事業では、当社小田原工場における薬品生産設備の改善のほか、歯磨、歯刷子製造設備の更新等を行いました。ハウスホールド事業では、当社千葉工場及び大阪工場における液体ヘビー洗剤、柔軟剤生産対応、並びに洗剤製造設備の更新等を行いました。海外では、泰国獅王企業有限公司において洗剤製造設備対応などを行いました。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社の状況

事業所又は地区名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
千葉工場 (千葉県市原市)	ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設備	2,619	3,436	4,637 (183)	11	126	10,830	132
小田原工場 (神奈川県小田原 市)	ヘルスケア 事業 化学品事業	生産設備	1,610	1,951	※ 358 (71)	3	140	4,064	150
大阪工場 (大阪府堺市西区)	ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設備	1,511	2,491	729 (82)	16	138	4,887	127
明石工場 (兵庫県明石市)	ヘルスケア 事業	生産設備	851	1,345	260 (62)	2	213	2,673	101
本社 (東京都墨田区)	各事業及び 全社管理業務	営業設備等	883	15	※ 0 (6)	221	293	1,414	1,008
研究所 (東京都江戸川区 ほか)	ヘルスケア 事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	研究開発 設備	4,463	356	56 (37)	42	1,265	6,185	554
坂出 (香川県坂出市)	全社管理業務	生産設備用 地等	615	0	4,252 (260)	—	0	4,869	—
その他	各事業及び 全社管理業務	営業設備等	244	44	206 (10)	22	69	587	384

(2) 国内子会社の状況

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
ライオンケミ カル㈱	ファインケミカル 事業所 (茨城県神栖市)	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設 備等	627	834	1,379 (66)	8	21	2,870	82
	オレオケミカル 事業所 (香川県坂出市)	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設 備等	2,298	1,347	3,796 (174)	4	37	7,483	109
ライオンパッ ケー징㈱	本社・市原工場 (千葉県市原市)	ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設 備等	349	458	—	—	37	845	116
	福島工場 (福島県西白河 郡矢吹町)	ヘルスケア事業	生産設 備等	306	71	342 (49)	—	14	735	34
一方社油脂工 業㈱	本社・工場ほか (兵庫県小野市 ほか)	ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設 備等	517	513	603 (87)	40	67	1,741	165

(3) 在外子会社の状況

会社名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
泰国獅王企業 有限公司 (タイバンコク)	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業	生産設備等	572	966	388 (305) [10]	—	133	2,061	1,027
C Jライオン㈱ (韓国ソウル)	ヘルスケア事業 ハウスホールド 事業 化学品事業	生産設備等	1,031	451	18 (0) [49]	—	86	1,588	221
ライオンエコケミ カルズ有限公司 (マレーシアジョホ ール州)	化学品事業	生産設備等	516	2,611	— (—) [76]	—	47	3,175	90

- (注) 1 「その他」の欄は工具器具及び備品であり、建設仮勘定及び無形固定資産は含んでおりません。
2 土地の各面積〔 〕内は連結会社以外からの賃借であり、外数であります。
3 提出会社の研究所は※印のついている各事業所に併設されているため、研究所の土地面積及び土地帳簿価額は各事業所に含まれております。
4 上記の他、主要な無形固定資産として、以下のものがあります。

(1) 提出会社の状況

事業所又は地区名 (主な所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)	
			商標権	合計
本社 (東京都墨田区)	ヘルスケア事業	パファリン等商標権	20,021	20,021

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等の計画は、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払 金額 (百万円)		着手	完了	
当社千葉工場ほか	千葉県 市原市ほか	ハウスホールド事業	洗剤等生産設備合理化及び更新	3,516	396	自己資金	平成22年 10月	平成23年 12月	ほとんど 変動なし
当社明石工場ほか	兵庫県 明石市ほか	ヘルスケア事業	歯磨・薬品等生産設備合理化及び更新	1,260	152	自己資金	平成22年 10月	平成23年 12月	ほとんど 変動なし
泰国獅王企業有限公司	タイ	ヘルスケア事業	歯磨・歯刷子等製造設備新設	2,295	10	自己資金	平成22年 11月	平成24年 7月	生産能力 歯磨80% 増、歯刷 子90%増

(注) 1 金額には消費税等を含めておりません。

2 経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,185,600,000
計	1,185,600,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	299,115,346	299,115,346	東京証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	299,115,346	299,115,346	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法(平成13年法律第128号)第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)

	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	45,596	41,688
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,596(注1)	41,688(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、そのいずれの地位も喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

② 会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成19年3月29日)

	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	55,980	50,891
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,980(注1)	50,891(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 655 資本組入額 328	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときは除く。)し、かつ、その地位を喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権の行使ができるものとする。 ② 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり654円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり654円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成20年3月28日)

	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	89,749	85,369
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,749(注1)	85,369(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 442 資本組入額 221	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>② 執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>③ 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①②の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>④ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

- (注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勧案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り441円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り441円については、当社取締役及び執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成20年12月25日)

	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	16,206	10,804
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,206(注1)	10,804(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年1月15日から平成51年1月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 461 資本組入額 231	同左
新株予約権の行使の条件	① 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。 ② 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

- ③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり460円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり460円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成21年3月27日)

	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	89,960	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,960(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 396 資本組入額 198	同左
新株予約権の行使の条件	① 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ② 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り395円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り395円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成21年12月25日)

	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	54,890	48,303
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,890(注1)	48,303(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年1月13日から平成52年1月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 398 資本組入額 199	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>② 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

- ③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当り397円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当り397円については、当社執行役員の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

取締役会の決議日(平成22年3月30日)

	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	103,778	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	103,778(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月15日から平成52年 4月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 422 資本組入額 211	同左
新株予約権の行使の条件	① 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 ② 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)	同左

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- (注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり421円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり421円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺しています。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以降の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注)	△14,400	299,115	—	34,433	—	31,499

(注) 利益及び繰越利益剰余金による自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	66	36	373	133	10	37,431	38,049	—
所有株式数 (単元)	—	110,981	915	53,516	13,133	14	117,330	295,889	3,226,346
所有株式数 の割合(%)	—	37.51	0.31	18.09	4.44	0.00	39.65	100.00	—

(注) 1 自己株式30,647,350株は、「個人その他」の欄に30,647単元及び「単元未満株式の状況」の欄に350株それぞれ含めて記載しております。

2 株式会社証券保管振替機構名義の株式3,550株は、「その他の法人」の欄に3単元及び「単元未満株式の状況」の欄に550株それぞれ含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給 付信託 みずほ銀行口 再信託受 託者 資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィス タワーZ棟	14,518	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	12,111	4.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	12,109	4.05
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	6,443	2.15
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	6,257	2.09
みずほ信託銀行株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都中央区八重洲1丁目2-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイラ ンドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	6,189	2.07
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	5,799	1.94
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目3-3 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイラ ンドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	5,446	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,107	1.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイラ ンドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	4,957	1.66
計	—	78,939	26.39

(注) 上記のほか、当社が所有している自己株式30,647,350株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合:10.25%)があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,647,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,242,000	265,242	—
単元未満株式	普通株式 3,226,346	—	—
発行済株式総数	299,115,346	—	—
総株主の議決権	—	265,242	—

(注) 1 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式350株が含まれております。

2 上記「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,000株及び550株含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ライオン株式会社	墨田区本所一丁目3番7号	30,647,000	—	30,647,000	10.25
計	—	30,647,000	—	30,647,000	10.25

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

① 新株予約権方式によるストックオプション制度

(イ) 当該制度は、旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成18年3月30日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役及び執行役員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	129,753株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注2）
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、そのいずれの地位も喪失した日（執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれかの遅い日とする。）の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注1） 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

（注2） ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (ロ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成19年3月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	149,619株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日(執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。)の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権の行使ができるものとする。 ② 新株予約権1個当りの一部行使はできないものとする。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

- (ハ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成20年3月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	143,771株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	<p>① 取締役 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。</p> <p>② 執行役員 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>③ 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①②の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>④ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (二) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成20年12月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 8名(注4)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	46,817株(注1)(注4)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年1月15日から平成51年1月14日まで
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。(注4)</p> <p>② 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。
- (注4) 平成21年2月6日開催の取締役会における決議、平成21年3月27日開催の定時株主総会において、付与対象者2名が取締役に選任されたことにより、新株予約権の目的となる株式の数46,817株のうち8,779株は失効しております。

- (ホ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成21年3月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	99,781株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	① 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 ② 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する

株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

- (へ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成21年12月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	54,890株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年1月13日から平成52年1月12日まで
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過(死亡退任のときを除く。)し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間(1ヵ月未満は1ヵ月とする。)に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>② 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

- (注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。
調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

- (ト) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成22年3月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	103,778株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年4月15日から平成52年4月14日まで
新株予約権の行使の条件	① 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 ② 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1)次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2)前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

- (チ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成22年12月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年12月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 12名（注4）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	83,238株（注1）（注4）
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注2）
新株予約権の行使期間	平成23年1月13日から平成53年1月12日まで
新株予約権の行使の条件	<p>① 当社の執行役員の在任期間が1年以上経過（死亡退任のときを除く。）し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間（1ヵ月未満は1ヵ月とする。）に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>② 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。</p> <p>③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	（注3）

- （注1） 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$
 また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
 なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- （注2） ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
 ②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
 ③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- （注3） 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
 ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
 ②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
 ③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
- （注4） 平成23年2月10日開催の取締役会における決議、平成23年3月30日開催の定時株主総会において、付与対象者1名が取締役に選任されたことにより、新株予約権の目的となる株式の数83,238株のうち5,906株は失効しております。

- (リ) 当該制度は、会社法第236条第1項、第238条第1項、第2項及び第240条第1項の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを平成23年3月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
株式の数	97,575株(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注2)
新株予約権の行使期間	平成23年4月18日から平成53年4月17日まで
新株予約権の行使の条件	① 当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 ② 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③ この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) ①各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

③当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,932,600	875,025
当期間における取得自己株式	24,586	10,729

(注) 1 当事業年度における取得自己株式の内訳は、会社法第797条第1項に基づく反対株主の株式買取請求による買取(株式数1,535,000株 価額の総額698,425千円)及び単元未満株式の買取(株式数397,600株 価額の総額176,600千円)であります。

2 当期間における取得自己株式には、平成23年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他				
(ストックオプションの行使) (注)	68,514	37,685	25,366	13,796
(単元未満株の買増請求) (注)	34,014	18,519	1,576	857
保有自己株式数 (注)	30,647,350	—	30,644,994	—

(注) ストックオプションの行使、単元未満株の買増請求及び保有自己株式数の当期間には、平成23年3月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、連結収益力の向上により、株主の皆さまへの永続的かつ安定的な利益還元を行うことを経営の最重要課題と考え、配当は安定して継続し、自己株式の取得は中長期的な成長のための内部留保を総合的に判断して実施を検討してまいります。内部留保は、企業成長力の強化、永続的な事業基盤の整備を行うことを目的として、研究開発・生産設備等への投資や外部資源獲得に充当してまいります。

当社は、毎事業年度における剰余金の配当につきましては、中間配当、期末配当の年2回行うことを基本としております。

当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当期の剰余金の配当につきましては、過去の支払実績及び配当性向を勘案して、取締役会決議により、1株につき、中間5円（支払開始日：平成22年9月3日）、期末5円（支払開始日：平成23年3月4日）といたしました。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年8月4日 取締役会決議	1,351	5.00
平成23年2月10日 取締役会決議	1,342	5.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第146期	第147期	第148期	第149期	第150期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
最高(円)	818	730	648	556	488
最低(円)	515	510	438	423	420

（注）株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	468	459	463	461	451	454
最低(円)	438	438	442	430	420	441

（注）株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	取締役会議長、最高経営責任者	藤 重 貞 慶	昭和22年1月1日生	昭和44年3月 ライオン油脂株式会社入社 平成2年3月 当社イノベーションルーム室長 // 4年3月 当社LOCOS推進部長 // 8年3月 当社取締役、国際事業本部長 // 12年3月 当社常務取締役、家庭品営業本部長 // 14年3月 当社代表取締役、専務取締役、家庭品事業部門・家庭品営業本部分担、家庭品営業本部長 // 16年3月 当社代表取締役、取締役社長、最高経営執行責任者 // 16年4月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) // 18年3月 当社代表取締役、取締役社長、取締役会議長、最高経営責任者、家庭品事業部門分担 // 19年3月 当社代表取締役、取締役社長、取締役会議長、最高経営責任者	(注) 3	55
専務取締役 (代表取締役)	リスク統括管理担当、海外関係全般担当、国際事業本部分担、経営企画部・統合システム部担当	大 林 三 雄	昭和21年5月16日生	昭和44年3月 ライオン油脂株式会社入社 平成2年3月 当社国際事業本部テクニカルセンター室長 // 5年3月 当社国際事業本部営業部長兼同本部テクニカルセンター室長 // 6年3月 当社国際事業本部統括部長兼同本部テクニカルセンター室長 // 6年8月 当社国際事業本部統括部長 // 8年3月 当社国際事業本部営業部長 // 12年4月 当社開発企画部長 // 13年1月 ヘンケル ライオン コスメティックス株式会社代表取締役、社長 // 16年3月 当社執行役員、国際事業本部長 // 16年4月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) // 18年3月 当社常務取締役、国際事業本部(海外関係全般を含む)・購買本部分担、開発企画部担当 // 19年5月 当社常務取締役、国際事業本部(海外関係全般を含む)・購買本部分担、開発企画部・新規事業推進室担当 // 20年1月 当社常務取締役、リスク統括管理担当、国際事業本部(海外関係全般を含む)・購買本部分担、経営企画部・広報部・IR室・新規事業推進室担当 // 20年3月 当社代表取締役、専務取締役、リスク統括管理担当、国際事業本部(海外関係全般を含む)・購買本部分担、経営企画部・広報部・IR室・新規事業推進室担当 // 21年1月 当社代表取締役、専務取締役、リスク統括管理担当、海外関係全般分担、購買本部分担、経営企画部・広報部・IR室担当 // 22年1月 当社代表取締役、専務取締役、リスク統括管理担当、海外関係全般担当、国際事業本部・購買本部分担、経営企画部担当 // 23年1月 当社代表取締役、専務取締役、リスク統括管理担当、海外関係全般担当、国際事業本部分担、経営企画部担当 // 23年3月 当社代表取締役、専務取締役、リスク統括管理担当、海外関係全般担当、国際事業本部分担、経営企画部・統合システム部担当	(注) 3	58

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	研究開発本部長、知的財産部担当	杉山圭吉	昭和22年5月10日生	昭和48年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成8年3月 当社研究開発本部薬品研究所長 〃 12年4月 当社研究開発本部ベターリビング研究所長 〃 14年3月 当社ビューティケア事業本部ビューティケア研究所長 〃 16年3月 当社執行役員、ハウスホールド事業本部長 〃 18年3月 当社執行役員、研究開発本部企画管理部長 〃 19年3月 当社執行役員、研究開発本部企画管理部長兼同本部機能性食品研究室長 〃 20年1月 当社執行役員、研究開発本部長 〃 20年3月 当社取締役、研究開発本部長 〃 21年1月 当社取締役、研究開発本部長、知的財産部担当 〃 21年3月 当社常務取締役、研究開発本部長、知的財産部担当 〃 23年1月 当社常務取締役、研究開発本部分担、知的財産部担当	(注) 3	20
常務取締役	ヘルスケア事業本部・ハウスホールド事業本部・特販事業本部分担、宣伝部・生活者行動研究所・流通政策部・営業開発部担当	濱逸夫	昭和29年3月14日生	昭和52年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成14年3月 当社研究技術本部プロセス開発センター所長 〃 16年3月 当社ハウスホールド事業本部ハウスホールド第1研究所長 〃 18年3月 当社家庭品事業部門ハウスホールド事業本部ファブリックケア事業部長 〃 19年3月 当社ハウスホールド事業本部ファブリックケア事業部長 〃 20年1月 当社執行役員、ハウスホールド事業本部長 〃 20年3月 当社取締役、ハウスホールド事業本部長 〃 21年1月 当社取締役、ハウスホールド事業本部長、宣伝部・生活者行動研究所・流通政策部・営業開発部担当 〃 22年1月 当社取締役、ヘルスケア事業本部・ハウスホールド事業本部・特販事業本部分担、宣伝部・生活者行動研究所・流通政策部・営業開発部担当 〃 22年3月 当社常務取締役、ヘルスケア事業本部・ハウスホールド事業本部・特販事業本部分担、宣伝部・生活者行動研究所・流通政策部・営業開発部担当	(注) 3	9
取締役	コーポレートコミュニケーション部門(広報センター、お客様センター、CSR推進部)・人事部・総務部・IR室担当	太田修一	昭和24年12月26日生	昭和48年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成12年4月 当社総務部長 〃 17年3月 当社人事部長 〃 18年3月 当社執行役員、人事部長 〃 20年1月 当社執行役員、ヘルスケア事業本部長 〃 20年3月 当社取締役、ヘルスケア事業本部長 〃 21年1月 当社取締役、ヘルスケア事業本部長、全国業務センター担当 〃 22年1月 当社取締役、コーポレートコミュニケーション部門(広報センター、お客様センター、CSR推進部)・人事部・総務部・IR室担当、ライオンビジネスサービス株式会社代表取締役、社長	(注) 3	32

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	化学品事業 本部分担	阿部 清孝	昭和25年10月17日生	昭和50年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成10年4月 当社化学品事業本部西部化学品販売部長 " 14年3月 当社化学品事業本部広域第2販売部長 " 17年3月 当社化学品事業本部機能化学品第1販売部長 " 18年3月 ライオン・アクゾ株式会社代表取締役、社長 " 20年1月 当社執行役員、化学品事業本部長 " 21年3月 当社取締役、化学品事業本部長 " 22年1月 当社取締役、化学品事業本部分担	(注) 3	14
取締役	企業倫理担 当、経 理 部・秘 書 部・法 務 部・薬 事 部 担当	笠松 孝安	昭和26年3月14日生	昭和49年4月 ライオン歯磨株式会社入社 平成15年4月 当社経営企画部特命担当部長 " 19年3月 当社監査役 " 23年3月 当社取締役、企業倫理担当、経理部・秘書 部・法務部・薬事部担当	(注) 3	10
取締役	生産本部・ 購買本部分 担、LOCOS 推進部・全 国業務セン ター担当	渡 祐二	昭和26年8月15日生	昭和53年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成14年3月 当社ハウスホールド事業本部ハウスホールド 事業部長 " 16年3月 当社執行役員、ビューティケア事業本部長 " 18年3月 当社執行役員、家庭品事業部門ヘルスケア 事業本部ビューティケア事業部長 " 19年3月 当社執行役員、ハウスホールド事業本部統 括部長 " 20年3月 当社執行役員、購買本部長 " 22年1月 当社上席執行役員、購買本部長 " 23年1月 当社上席執行役員、生産本部・購買本部分 担、LOCOS推進部・全国業務センター担当 " 23年3月 泰国獅王企業有限公司代表者兼務(現任) 当社取締役、生産本部・購買本部分担、 LOCOS推進部・全国業務センター担当	(注) 3	11
取締役		嶋口 充輝	昭和17年3月31日生	昭和62年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 平成10年6月 石井食品株式会社社外監査役 " 13年4月 財団法人医療科学研究所理事(現 公益財団 法人医療科学研究所)(現任) " 14年6月 エーザイ株式会社社外取締役 " 15年8月 当社経営評価委員会委員 " 18年3月 当社社外取締役 " 18年5月 株式会社ベルシステム24社外取締役 " 19年4月 慶應義塾大学名誉教授(現任) 法政大学大学院イノベーション・マネジメ ント研究科教授(現任) 早稲田大学大学院客員教授(現任) " 19年9月 社団法人日本マーケティング協会理事長(現 任) " 21年2月 サントリーホールディングス株式会社社外 監査役(現任)	(注) 3	21
取締役		山田 秀雄	昭和27年1月23日生	昭和59年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成4年4月 山田秀雄法律事務所(現 山田・尾崎法律事 務所)開設(現在に至る) " 10年5月 太平洋化学工業株式会社社外監査役(現任) " 13年4月 第二東京弁護士会副会長 " 14年5月 財団法人橘秋子記念財団理事(現任) " 16年6月 株式会社サトー社外取締役(現任) " 18年3月 当社社外取締役 " 19年6月 株式会社ミクニ社外監査役(現任) 石井食品株式会社社外監査役(現任) " 21年3月 ヒューリック株式会社社外取締役(現任) " 22年4月 日本弁護士連合会常務理事(現任)	(注) 3	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	常勤監査役	岩 堀 信二郎	昭和25年12月13日生	昭和48年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成17年2月 当社経理部長 " 18年3月 当社執行役員、経理部長 " 23年1月 当社社長付 " 23年3月 当社監査役	(注) 4	39
監査役	常勤監査役	花 田 昌 三	昭和26年9月26日生	昭和49年4月 ライオン油脂株式会社入社 平成17年3月 当社家庭品営業本部営業統括部長 " 18年3月 当社執行役員、家庭品事業部門家庭品家庭品統括部長兼流通戦略担当部長 " 19年3月 当社執行役員、ヘルスケア事業本部統括部長 " 21年1月 ライオン・フィールド・マーケティング株式会社代表取締役、社長 " 22年1月 当社執行役員、特販事業本部長 " 23年1月 当社社長付 " 23年3月 当社監査役	(注) 4	10
監査役		土 井 英 雄	昭和24年12月5日生	昭和48年4月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所入所 " 54年3月 公認会計士登録 " 63年1月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成3年8月 同法人代表社員 " 20年7月 新日本有限責任監査法人シニアパートナー " 22年6月 同法人シニアパートナー退任 " 22年7月 公認会計士土井英雄事務所開設(現在に至る) " 23年3月 当社社外監査役	(注) 4	—
監査役		野 村 純 章	昭和21年12月21日生	昭和40年4月 大蔵省(現 財務省)国税庁入庁 " 61年3月 税理士資格取得 平成17年7月 芝税務署長 " 18年7月 財務省国税庁退官 " 18年8月 税理士登録 " 18年9月 野村純章税理士事務所開設(現在に至る) " 20年8月 日本ハーデス株式会社社外取締役(現任) " 23年3月 当社社外監査役	(注) 4	—
計						287

- (注) 1 嶋口充輝氏及び山田秀雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 土井英雄氏及び野村純章氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役任期は、平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社では、取締役会が担っている「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を区分し、取締役会が「意思決定・監督機能」を担い、各事業本部、その他重要業務に係る「業務執行機能」は執行役員が担うこととする執行役員制度を平成16年3月に導入いたしました。執行役員は11名で構成されております。
- 6 当社は、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査役を選任しております。補欠の監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数
高 橋 文 雄	昭和24年6月27日生	昭和48年4月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 " 51年3月 公認会計士登録 平成6年5月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 " 16年5月 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)理事 " 18年5月 同法人常任理事 " 20年7月 新日本有限責任監査法人経営専務理事 " 22年8月 同法人経営専務理事退任 " 22年9月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和社外監査役(現任) " 22年9月 コムソフト株式会社社外監査役(現任) " 23年3月 当社監査役(補欠)	—

(注) 高橋文雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治体制の概要

当社は、監査役制度のもとで取締役会が経営の監督を行っており、経営の監督と業務の執行の分離を進めるため、執行役員制を採用しております。本報告書提出日現在の経営体制は、社外取締役2名を含む取締役10名、社外監査役2名を含む監査役4名、執行役員11名であります。社外役員4名全員は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。また、株主各位の取締役の信を問う機会を増やすため取締役の任期は1年としています。

取締役会は、月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役及び各執行役員の業務執行を監督しております。社外取締役に対しては、取締役会事務局より各議案の内容を事前に説明しております。社外監査役に対しては、取締役会事務局より議案内容を聴取した常勤監査役からその内容を事前に説明するとともに、事前説明時での社外取締役からの質問、意見等の報告も行い、監査役の意見形成に活用しております。加えて、代表取締役社長と社外役員全員との定期的（原則として月1回）な情報交換も実施し経営の監督・監視機能の充実に努めております。

中長期経営計画の基本方針など重要な企業戦略については、業務執行取締役を主たるメンバーとする経営会議での審議を経て、取締役会の適正な意思決定が可能な体制を構築しております。

事業に直結する業務執行に関する施策については、最高経営執行責任者である代表取締役社長、専務以下の取締役（社外取締役を除く。）、事業本部長等の執行役員及び常勤監査役をメンバーとする執行役員会で、さまざまな角度から課題に対する議論と検討を加える体制としております。

役員報酬等の客観性及び透明性を高めるために「報酬諮問委員会」を設置しており、取締役、監査役、執行役員の報酬等に関する方針については、同委員会の「取締役及び執行役員の報酬体系、水準、賞与に係る業績指標と算定方法等の基本的考え方」及び「監査役報酬体系、水準の基本的考え方」に関する答申を最大限に尊重して、取締役及び執行役員については取締役会で、監査役については監査役会で、それぞれ決定しております。同委員会の委員は、社外取締役2名、社外監査役2名の計4名であります。

また、社外有識者7名からなる経営評価委員会を原則として年2回開催し、コーポレート・ガバナンス体制のあり方、事業開発・製品開発の方向性、CSR（企業の社会的責任）の考え方等、全般経営課題に関する委員の意見を経営に反映させております。

③ 内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備しております。なお、金融商品取引法における内部統制報告制度への対応につきましては、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を取締役会にて定め、運用体制を構築しております。

＜取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞

1) 基本的考え方

- i. 当社グループの「ライオン企業行動憲章」、「行動指針」をコンプライアンス体制の基盤とする。
- ii. ライオン企業行動憲章の精神を代表取締役社長が繰り返し役員・従業員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

2) コンプライアンス体制

- i. 取締役会で選定した企業倫理担当役員を委員長とする当社グループ全体に係る企業倫理委員会を設置し、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策を推進する。ライオン企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じ、企業倫理委員会が必要と認めたときは、外部専門家（弁護士、公認会計士等）を委員とする倫理調査委員会を設け事態の解決・收拾を図る仕組みを採用する。
- ii. 企業倫理担当役員の下に企業倫理専任部長を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るとともに、当社グループの各部所における必要な研修を行う。あわせて人事部は階層別教育において必要な研修を行う。また、各部所は関連法規に従った規程・マニュアルを策定し、これに従い業務を実行する。
- iii. 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
- iv. 法令遵守及び経営政策に関する第三者の意見・助言を経営に反映させるため、社外有識者により構成する経営評価委員会を設置する。
- v. 内部監査部門として監査室を置く。
- vi. 監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員及び監査役は、日ごろから連携し当社グループのコンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- vii. 監査役は当社グループのコンプライアンス体制及び下記3) iiiに定める社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、企業倫理担当役員に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
- viii. 従業員の法令・定款違反行為については就業規則に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については企業倫理委員会が取締役会に具体的な処分を答申する。

3) 有事の対応

- i. 法規・社会的責任に関わる緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システムに従い、当該発生事実を総務部長が社長、企業倫理担当役員及び監査役へ報告するとともに、社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部長は事態の適正な收拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。
- ii. グループ各社の担当役員及び従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合も、上記 i と同様に対処する。
- iii. 上記 i・ii の他、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして、企業倫理専任部長及び社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、CSR推進部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

- i. 代表取締役及び業務執行取締役は、法令に従い自己の職務の執行状況を取締役に報告する。
- ii. 社長は、情報管理規程に取締役の職務の執行に係る情報の作成、保存及び管理に関する事項を定める。
- iii. 取締役は、情報管理規程に従い、職務の執行に係る情報を保存する。
- iv. 取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧または謄写できる。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

1) 平時の対応

- i. 経営企画部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ii. 監査室は当社グループ各部所毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を執行役員会、取締役会に報告する。
- iii. 平時において、各部所はその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの低減等に取り組むとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、それぞれ担当取締役が対応策を検討し、経営会議、執行役員会で審議しリスク管理を行う。
- iv. 環境、品質責任、事故・災害に関するリスクについては、それぞれ環境保全推進委員会、CS/PL委員会、安全防災会議において事前に対応策を検討、必要に応じて執行役員会で審議し、リスク管理を行う。
- v. 各工場においては、ISO14001の認証を受け、品質管理及び環境保全に積極的に取り組む。

2) 有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システム（地震については地震災害対策マニュアル）に従い、当該発生事実を社長・監査役等へ報告するとともに、関連部所長は情報収集、対応方針の決定、原因究明、対応策の決定、執行役員会・取締役会への報告を行う。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

1) 意思決定ルール

- i. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。なお、定例の取締役会を除いて、法令に従い書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- ii. また迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、全執行役員が出席する執行役員会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- iii. 当社グループ全体の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項については、事前に専務取締役以上の役員によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。

2) 取締役会の基本的位置付け

- i. 取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標にもとづく経営計画を策定する。

- ii. 取締役会は、経営計画を具体化するため、経営計画にもとづき、事業計画、経営予算を設定する。マーケティング投資、研究開発投資、設備投資、新規事業投資についても経営計画を基準に配分する。
 - iii. 取締役会は、重要事項に係る各機関、本部長、部所長の決裁権限基準を定める。
 - iv. 取締役会は、毎月、月度業績をレビューし、各担当取締役に目標と実績の差異要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- 3) 業務推進体制
- i. 各部門、部所を担当する取締役は、当該部門等が実施すべき具体的な施策を含めた効率的な業務推進体制を決定する。
 - ii. 月度業績はITを活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、各担当取締役及び取締役会に報告する。
 - iii. 上記2) ivの決定を受け、各担当取締役は業務遂行体制をより効率的なものとするため、必要に応じ改善する。

<当社グループにおける業務の適正を確保するための体制>

- 1) 当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会または執行役員会の承認を受けるものとする。
- 2) 当社監査室が当社グループ各社に対する内部監査を実施する。
- 3) 監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員及び監査役は、日ごろから連携し当社グループ各社のコンプライアンス体制及びコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- 4) 当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。
- 5) グループ各社の担当役員及び従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、緊急事態処理システムに従い、総務部長を経由して当該発生日実を当社社長、企業倫理担当役員及び監査役へ報告するとともに、当社社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部所長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。
- 6) 当社グループ各社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、直ちに当社社長、企業倫理担当役員及び監査役に報告するものとする。企業倫理担当役員は監査役と協議し事態の適正な収拾と再発防止策の立案を行う。
- 7) 上記5)・6)のほか、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての通報システムとして、企業倫理専任部長及び社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、CSR推進部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

<監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項>

- 1) 監査役会の職務補助に専任する使用人を1名以上監査室に置く。
- 2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役及び監査室長の指揮命令を受けない。
- 3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

<取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項>

- 1) 取締役は、監査役会に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査役会に報告することとする。
 - i. 当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実
 - ii. 当社グループにおける天災・事故発生等による物理的緊急事態及び法規・社会的責任に関わる緊急事態
 - iii. 当社グループにおける内部監査の実施状況
 - iv. 当社グループにおける通報システムによるホットラインの通報状況及びその内容
 - v. 執行役員会、製品企画執行役員会の決定事項
 - vi. 決裁権限基準にもとづく取締役及び執行役員の決裁事項
 - vii. 当社グループ各社の事業概況、当該各社監査役の活動状況
 - viii. 当社及び当社グループ各社の重要な会計方針・会計基準の変更並びにその影響
- 2) 報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会の協議により決定する。
- 3) 上記1)にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

<監査役が実効的に行われることを確保するための体制>

- 1) 監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- 2) 監査役は、必要に応じて、当社及び当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ陪席することができる。
- 3) 監査役は、必要に応じて、当社グループ各社の重要情報を閲覧または謄写できる。
- 4) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役及び重要な使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
- 5) 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

- 1) 代表取締役社長は、連結財務諸表を構成する当社、当社の子会社及び関連会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」にもとづき財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況及び内部統制報告書を定期的に取り締役に報告する。
- 2) 監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況(不備及び不備の改善状況を含む。)を把握・評価し、それを代表取締役社長及び監査役に報告する。
- 3) 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

<反社会的勢力を排除するための体制>

- 1) 「ライオン企業行動憲章」にもとづき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との対決姿勢を貫く。加えて総務部を対応統括部所とし不当要求防止責任者を配置するとともに、当社グループ各事業所及び外部機関との連携を図る。
- 2) 不当要求防止責任者は当社グループ各事業所において必要な研修を行う。不当要求防止責任者及び各事業所担当者は反社会的勢力への対応の手順を定めた特殊暴力防止マニュアルに従い業務を実行する。

④ 責任限定契約の内容の概要

- (イ) 当社は社外取締役、社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定にもとづき、会社法第423条第1項の責任を、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。
- (ロ) 当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定にもとづき、会社法第423条第1項の責任を、3,200万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

⑤ 内部監査及び監査役監査

1) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査は、社長直轄の監査室（本報告書提出日現在12名体制）を設置し、年間内部監査計画にもとづき、各部所及び関係会社の業務執行状況について、「適法性、妥当性、効率性等」内部統制に関わる監査、コンプライアンス推進状況を監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長、各担当役員及び執行役員会に報告しております。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備と運用状況を把握、評価し、代表取締役社長に報告しております。

監査役は本報告書提出日現在4名で、社外監査役（独立役員）2名、社内出身の常勤監査役2名で構成しております。監査役会は2ヵ月に1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、監査役及び監査役会に専任のスタッフ1名を配置しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準及び内部統制システムに係る監査実施基準並びに監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、取締役の職務執行状況聴取（財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を含む。）、本社及び主要な事業所の往査、子会社の調査を実施しております。

なお、常勤監査役 岩堀信二郎氏は昨年末まで当社経理部長を務めており、経理業務の経験も長く、社外監査役 土井英雄氏は公認会計士資格を有しており、同 野村純章氏は税理士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、新日本有限責任監査法人から次の事項について都度報告を受けるとともに、リスク・アプローチ視点での質疑応答、意見交換を行い、連携を図っております。

- (イ) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、会社法及び金融商品取引法に基づく監査計画、監査体制
- (ロ) 監査報酬
- (ハ) 四半期レビュー結果
- (ニ) 会計監査結果（会計監査プロセスの一環として実施する内部統制を含む）
- (ホ) 有価証券報告書及び財務報告内部統制報告書監査結果

監査役は内部監査部門である監査室と次の事項について都度、リスク・アプローチ視点での情報交換を行い、連携を図っております。

- (イ) 監査役と監査室のそれぞれの監査計画
- (ロ) 監査室が実施した各部所及び関係会社の業務執行状況についての「適法性、妥当性、効率性等」内部統制に関する監査結果、コンプライアンス推進状況に関する監査結果
- (ハ) 監査室が実施した金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備・運用状況及び評価結果
- (ニ) 監査役の業務監査の一環として行う財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況の監査結果

さらに、代表取締役との定例意見交換会を年2回実施し、監視機能の実効性向上に努めております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役

- 1) 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係

本報告書提出日現在、社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

各社外取締役に対して、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議に基づき、従来の退職慰労金制度にかえ、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権1,302個(1,302株)を無償で発行しております。同新株予約権は1株当たり行使価格を1円、行使可能期間は平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定するものであります。

上記のストックオプションを除いて、社外取締役、社外監査役との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

- 2) 社外取締役及び社外監査役が会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役及び社外監査役の全員4名は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であり、(株)東京証券取引所へその旨を届け出ております。

取締役会において社外取締役(一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員)から意見等を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ経営の透明性確保が実現できるとともに、各氏の専門分野での豊富な経験・知識を当社の経営に活かされるものと考えております。

社外監査役には、中立的・客観的な立場からの監査とともに、公認会計士、税理士としての豊富な経験・知識に基づく監査機能充実が図られるものと考えております。

報酬諮問委員会を社外取締役2名及び社外監査役2名で構成することにより、役員報酬等の客観性及び透明性が高まるものと考えております。

- 3) 社外取締役及び社外監査役の選任状況

社外取締役

嶋口 充輝	マーケティングの分野でご活躍され、また他社での社外取締役及び社外監査役の経験をお持ちの同氏を社外取締役として招聘することにより、同氏のマーケティング分野における豊富な知識・経験を当社の経営に活かすとともに、取締役会の監督機能の充実を図るものです。
山田 秀雄	弁護士として豊富な経験・知識をお持ちであるとともに、他社での社外取締役及び社外監査役の経験をお持ちの同氏を社外取締役として招聘することにより、経営の透明性・客観性を高め、取締役会の監督機能の充実を図るものです。

社外監査役

土井 英雄	公認会計士としての専門知識、経験をお持ちであるとともに、他社での社外監査役としての経験をお持ちの同氏を社外監査役として招聘することにより、経営の監視機能の充実を図るものです。
野村 純章	税理士としての専門知識、経験をお持ちであるとともに、他社での社外監査役としての経験をお持ちの同氏を社外監査役として招聘することにより、経営の監視機能の充実を図るものです。

4) 社外取締役及び社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役全員は、代表取締役社長との定期的（原則として月1回）な情報交換を実施し、経営姿勢理解及び経営の監督・監視機能の実効性向上を図っております。

社外監査役は監査役会構成員として内部監査及び会計監査人と連携いたしております（前述の「⑤内部監査及び監査役監査の状況 2）内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係」ご参照）。また、代表取締役と監査役会の定例意見交換（2回／年）により、代表取締役の経営姿勢の確認とともに、当社グループが対処すべき課題やリスク、監査上の重要課題等について意見交換し、監査の実効性向上を図っております。

⑦ 役員の報酬等

＜取締役及び監査役の報酬等に係る方針の決定及びその方針の内容＞

(1) 方針決定の方法

当社は、取締役及び監査役（以下、「役員」といいます。）の報酬等に関する方針について、役員報酬等の客観性及び透明性を高めるため報酬諮問委員会の答申を最大限に尊重して、取締役については取締役会で、監査役については監査役会で、それぞれ決定することとしております。報酬諮問委員会の委員は、社外取締役2名、社外監査役2名の計4名であります。

(2) 方針の内容

1) 業務執行役員（社外取締役及び監査役を除く役員）

(イ) 月次固定報酬及び業績や株価に連動する業績連動報酬で構成する。

(ロ) 月次固定報酬は定額制とする。月次固定報酬の水準は、他社水準を考慮して設定する。

また、年1回、業務執行機能、経営監督機能の発揮度に応じ査定し加減算する。

(ハ) 業績連動報酬は、賞与及び平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会でご承認をいただき退職慰労金にかえて導入した株式報酬型ストックオプションで構成する。

賞与は、過去の支払実績及び他社事例を考慮して、当該事業年度に係る連結経常利益の1.0%の50%と連結当期純利益の1.5%の50%との合計額（万円未満は切り捨て）を各取締役に配分することとし、その上限額を2億円とする。

ただし、連結経常損失、連結当期純損失の場合の当該損失は、利益額を0として算出する。

2) 業務執行しない役員（社外取締役及び監査役）

(イ) 月次固定報酬のみとする。

(ロ) 月次固定報酬は定額制とする。月次固定報酬の水準は、他社水準を考慮して設定する。

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	376	229	42	104	—	9
監査役 (社外監査役を除く。)	52	52	—	—	—	2
社外役員	44	44	—	—	—	4

1) 上記には、平成22年3月30日開催の第149期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する固定報酬及びストックオプションを含んでおります。

2) 使用人兼務取締役はおりません。

3) 業績連動報酬の賞与は、上記に記載の方式により当事業年度の連結経常利益及び連結当期純利益をもとに算出し確定した金額であります。また、ストックオプションは、当期に株式報酬型ストックオプション（新株予約権）として費用計上した金額であります。

- 4) 取締役の固定報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、1事業年度につき330百万円以内と決議されております。
- 5) 監査役の固定報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、1事業年度につき90百万円以内と決議されております。
- 6) 株式報酬型ストックオプションとして取締役に支払う報酬額は、平成19年3月29日開催の第146期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。
- 7) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<平成23年12月期の業績に係る役員賞与の算定方法>

下記方法に基づき算定の上、支給額を確定し支払います。

1) 支給対象役員

法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である取締役のみを対象とし、社外取締役及び監査役には支給しない。

2) 総支給額

当該事業年度に係る連結経常利益の1.0%の50%と連結当期純利益の1.5%の50%との合計額（万円未満は切り捨て）を総支給額とし、その上限額を2億円とする。

ただし、連結経常損失、連結当期純損失の場合は、当該損失額を0とする。

3) 個別支給額

上記2)に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定めた下記ポイントに役位ごとの当該事業年度末現在在任する取締役員数を乗じた数の総和で除して、ポイント単価を算出する。

各取締役への個別支給額は、役位ごとに定めたポイントにポイント単価を乗じて算出する。

（万円未満は切り捨て）

役位	ポイント	員数	ポイント計
会長・社長	2.059	1	2.059
副社長	1.567	0	0.000
専務取締役	1.418	1	1.418
常務取締役	1.119	2	2.238
取締役	1.000	4	4.000
合計	—	8	9.715

上記は平成23年3月30日開催の第150期定時株主総会終了後の取締役の員数で計算しています。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

⑧ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 145銘柄

貸借対照表計上額の合計額 17,960百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	7,030,000	3,086	当社グループの財務・経理に掛かる業務の円滑な推進
(株)サハパタナピプルパブリックカンパニーリミテッド	32,188,333	2,324	当社グループの海外事業に掛かる業務の円滑な推進
(株)あらた	3,607,655	851	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
(株)メディパルホールディングス	949,707	849	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
(株)セブン&アイホールディングス	320,139	694	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
旭化成(株)	1,123,359	595	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
(株)Paltac	404,600	586	当社グループの営業取引に掛かる業務の円滑な推進
東洋製罐(株)	373,010	576	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
サハパタナインターホールディングスパブリックカンパニーリミテッド	10,000,000	523	当社グループの海外事業に掛かる業務の円滑な推進
レンゴー(株)	913,000	503	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
高砂香料工業(株)	1,005,014	487	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
(株)フジ・メディア・ホールディングス	3,564	457	当社グループの広告宣伝に掛かる業務の円滑な推進
大日精化工業(株)	918,400	407	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
(株)日本触媒	467,000	392	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
王子製紙(株)	982,000	385	当社グループの商品に掛かる業務の円滑な推進
東京放送(株)	327,200	377	当社グループの広告宣伝に掛かる業務の円滑な推進

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑨ 会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

また、同法人が内部統制報告書の監査も行っております。

当期において業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：網本 重之
指定有限責任社員 業務執行社員：中村 裕輔
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 16名 その他 24名

⑩ その他

- 1) 当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議により、取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。
- 2) 当社は、平成18年3月30日開催の第145期定時株主総会の決議により、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、自己株式の取得、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定めることができる旨及び同条第1項第2号から第4号までに掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない旨を定款に定めております。
- 3) 当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。ただし社外取締役は除く。）並びに監査役（監査役であった者を含む。ただし社外監査役は除く。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。
- 4) 取締役の選任の決議は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨並びに取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	83	1	83	5
連結子会社	11	—	11	—
計	94	1	94	5

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、金融商品取引法にもとづく内部統制報告制度に関する助言業務の対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、国際財務報告基準（IFRS）への移行等に係る助言業務の対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当する事項はありませんが、監査日数、業務の内容等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第149期事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第150期事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)及び第149期事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)並びに当連結会計年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)及び第150期事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な開示を行うため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 31,387	※2 21,286
受取手形及び売掛金	※5 52,440	※5 52,324
有価証券	1,667	23,514
商品及び製品	17,076	18,085
仕掛品	2,234	3,457
原材料及び貯蔵品	5,856	6,346
繰延税金資産	4,355	5,043
その他	1,358	1,444
貸倒引当金	△122	△77
流動資産合計	116,254	131,425
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※2 63,266	※2 64,335
減価償却累計額	△41,308	△43,004
建物及び構築物（純額）	21,957	21,331
機械装置及び運搬具	※2 115,585	※2 118,188
減価償却累計額	△100,350	△101,493
機械装置及び運搬具（純額）	15,235	16,695
土地	※2 18,283	※2 18,918
リース資産	823	871
減価償却累計額	△245	△437
リース資産（純額）	577	434
建設仮勘定	3,817	475
その他	18,509	18,977
減価償却累計額	△15,533	△16,164
その他（純額）	2,975	2,812
有形固定資産合計	62,846	60,668
無形固定資産		
のれん	641	513
商標権	26,803	22,886
その他	914	1,267
無形固定資産合計	28,359	24,667
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 24,053	※1 24,737
長期貸付金	134	27
前払年金費用	16,507	14,357
繰延税金資産	6,863	3,959
その他	1,252	1,136
貸倒引当金	△52	△39
投資その他の資産合計	48,758	44,178
固定資産合計	139,965	129,513
資産合計	256,220	260,939

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年12月31日)	当連結会計年度 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2, ※5 39,825	※2, ※5 43,249
短期借入金	※2 6,151	※2 7,773
1年内返済予定の長期借入金	6,050	6,166
未払金及び未払費用	※2 35,330	※2 38,480
未払法人税等	1,258	1,693
賞与引当金	1,829	2,109
返品調整引当金	764	585
販売促進引当金	285	488
役員賞与引当金	209	164
その他	2,201	1,984
流動負債合計	93,907	102,696
固定負債		
長期借入金	33,000	27,504
退職給付引当金	20,204	19,610
役員退職慰労引当金	290	318
その他	5,193	5,049
固定負債合計	58,688	52,483
負債合計	152,595	155,179
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,433	34,433
資本剰余金	31,499	31,499
利益剰余金	52,099	55,426
自己株式	△15,851	△16,670
株主資本合計	102,181	104,689
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	747	913
繰延ヘッジ損益	1	△56
為替換算調整勘定	△2,514	△2,944
評価・換算差額等合計	△1,765	△2,087
新株予約権	138	173
少数株主持分	3,070	2,984
純資産合計	103,624	105,760
負債純資産合計	256,220	260,939

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	321,947	331,100
売上原価	136,895	140,577
売上総利益	185,052	190,523
返品調整引当金繰入額	756	578
返品調整引当金戻入額	1,032	756
差引売上総利益	185,327	190,700
販売費及び一般管理費		
販売手数料	16,658	16,821
販売促進引当金繰入額	285	488
販売促進費	71,148	72,885
運送費及び保管費	15,168	14,981
広告宣伝費	18,838	21,702
給料及び手当	13,236	13,062
役員退職慰労引当金繰入額	25	45
退職給付費用	2,630	3,101
減価償却費	5,051	4,879
のれん償却額	115	128
研究開発費	※1 9,057	※1 8,910
役員賞与引当金繰入額	209	164
その他	22,865	23,028
販売費及び一般管理費合計	175,290	180,200
営業利益	10,036	10,500
営業外収益		
受取利息	64	85
受取配当金	336	403
持分法による投資利益	1,156	1,186
受取手数料	37	—
受取ロイヤリティー	204	235
為替差益	54	—
その他	505	583
営業外収益合計	2,357	2,493
営業外費用		
支払利息	1,038	920
為替差損	—	36
その他	210	241
営業外費用合計	1,248	1,198
経常利益	11,145	11,795

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	12	263
貸倒引当金戻入額	46	54
特別利益合計	58	317
特別損失		
固定資産処分損	*2 337	*2 501
投資有価証券評価損	152	494
減損損失	*3 724	*3 191
PCB処理費用	195	—
その他	100	—
特別損失合計	1,509	1,188
税金等調整前当期純利益	9,694	10,925
法人税、住民税及び事業税	1,594	2,235
法人税等調整額	2,160	2,173
法人税等合計	3,755	4,408
少数株主利益	473	474
当期純利益	5,465	6,041

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	34,433	34,433
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	34,433	34,433
資本剰余金		
前期末残高	31,499	31,499
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	31,499	31,499
利益剰余金		
前期末残高	49,657	52,099
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△308	—
当期変動額		
剰余金の配当	△2,702	△2,703
当期純利益	5,465	6,041
自己株式の処分	△12	△11
当期変動額合計	2,750	3,326
当期末残高	52,099	55,426
自己株式		
前期末残高	△15,868	△15,851
当期変動額		
自己株式の取得	△36	△875
自己株式の処分	52	56
当期変動額合計	16	△818
当期末残高	△15,851	△16,670
株主資本合計		
前期末残高	99,723	102,181
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△308	—
当期変動額		
剰余金の配当	△2,702	△2,703
当期純利益	5,465	6,041
自己株式の取得	△36	△875
自己株式の処分	40	44
当期変動額合計	2,766	2,507
当期末残高	102,181	104,689

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,060	747
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△312	166
当期変動額合計	△312	166
当期末残高	747	913
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△24	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	25	△57
当期変動額合計	25	△57
当期末残高	1	△56
為替換算調整勘定		
前期末残高	△2,912	△2,514
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	397	△430
当期変動額合計	397	△430
当期末残高	△2,514	△2,944
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1,875	△1,765
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	110	△321
当期変動額合計	110	△321
当期末残高	△1,765	△2,087
新株予約権		
前期末残高	109	138
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28	35
当期変動額合計	28	35
当期末残高	138	173
少数株主持分		
前期末残高	2,617	3,070
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	453	△86
当期変動額合計	453	△86
当期末残高	3,070	2,984

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
純資産合計		
前期末残高	100,574	103,624
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△308	—
当期変動額		
剰余金の配当	△2,702	△2,703
当期純利益	5,465	6,041
自己株式の取得	△36	△875
自己株式の処分	40	44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	592	△372
当期変動額合計	3,359	2,135
当期末残高	103,624	105,760

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,694	10,925
減価償却費	12,425	12,349
減損損失	724	191
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,491	289
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	163	1,610
受取利息及び受取配当金	△400	△488
支払利息	1,038	920
固定資産処分損益 (△は益)	337	501
投資有価証券評価損益 (△は益)	152	494
持分法による投資損益 (△は益)	△1,156	△1,186
売上債権の増減額 (△は増加)	6,432	△164
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,396	△2,923
仕入債務の増減額 (△は減少)	△7,337	3,278
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	909	1,968
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	55	△570
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	200	△17
その他	368	△101
小計	26,497	27,078
利息及び配当金の受取額	1,143	1,013
利息の支払額	△1,076	△849
法人税等の支払額	△1,584	△1,723
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,978	25,518
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	14	23
有形固定資産の取得による支出	△8,462	△4,831
有形固定資産の売却による収入	70	18
無形固定資産の取得による支出	△52	△344
投資有価証券の取得による支出	△5,286	△748
投資有価証券の売却による収入	35	654
子会社株式の取得による支出	△3	△130
貸付けによる支出	△24	△17
貸付金の回収による収入	59	109
その他	△19	△44
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,669	△5,310

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	7,670	11,975
短期借入金の返済による支出	△7,851	△10,795
長期借入れによる収入	—	700
長期借入金の返済による支出	△8,300	△6,079
自己株式の取得による支出	△36	△875
自己株式の処分による収入	37	15
配当金の支払額	△2,710	△2,721
少数株主への配当金の支払額	△207	△247
その他	△260	△264
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,658	△8,293
現金及び現金同等物に係る換算差額	63	△146
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△285	11,767
現金及び現金同等物の期首残高	33,098	32,812
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	2
現金及び現金同等物の期末残高	32,812	44,582

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社は21社であります。 連結子会社名は、「第1 企業の概況」の4関係会社の状況に記載しているため省略しました。 なお、獅王日化貿易(上海)有限公司は当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社はイースタンシリケイト㈱等 であります。 なお、非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の連結財務諸表に与える影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社は21社であります。 連結子会社名は、「第1 企業の概況」の4関係会社の状況に記載しているため省略しました。 なお、レオフィールド㈱とライオン・フィールド・マーケティング㈱は合併し、存続会社であるレオフィールド㈱の商号をライオン・フィールド・マーケティング㈱と変更しております。 また、前連結会計年度において持分法適用関連会社でありましたライオンサービス㈱は、当連結会計年度より連結子会社である泰国獅王企業有限公司が実質的に支配することとなったため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社はイースタンシリケイト㈱等 であります。 なお、非連結子会社4社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の連結財務諸表に与える影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数は2社であります。 主要な会社等の名称 イースタンシリケイト㈱</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数は9社であります。 主要な会社等の名称 ライオン・アクゾ㈱ カルプ工業㈱</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 イフケミカルズ㈱ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社数は2社であります。 主要な会社等の名称 イースタンシリケイト㈱</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社数は8社であります。 主要な会社等の名称 ライオン・アクゾ㈱ 出光ライオンコンポジット㈱ 当連結会計年度よりライオンサービス㈱は連結子会社となったため、持分法適用の範囲から除外しております。 また、当連結会計年度よりカルプ工業㈱は出光ライオンコンポジット㈱に商号を変更しております。</p> <p>(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称 イフケミカルズ㈱ 持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。</p> <p>(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。</p>

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は12月31日(連結決算日)であります。	3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>a 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)</p> <p>b その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法</p> <p>② デリバティブ……………時価法</p> <p>③ たな卸資産</p> <p>a 商品・製品 主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>b 原材料・仕掛品・貯蔵品 主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。</p> <p>これに伴う、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 原則として定率法を採用しておりますが、一部の連結子会社では定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 3年～50年 機械装置及び運搬具 8年、9年</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>a 満期保有目的の債券…同左</p> <p>b その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ……………同左</p> <p>③ たな卸資産</p> <p>a 商品・製品 同左</p> <p>b 原材料・仕掛品・貯蔵品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 提出会社及び国内連結子会社においては、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>③ 返品調整引当金 商品・製品の当連結会計年度末日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。</p> <p>④ 販売促進引当金 当連結会計年度の売上ににかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上ににかかわる割戻金等の支払見積額を計上しております。</p> <p>⑤ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>⑦ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末支給見積額を計上しております。 なお、提出会社においては、株式報酬型ストックオプションの導入に伴い、平成18年3月30日以降新たな引当を停止しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 返品調整引当金 同左</p> <p>④ 販売促進引当金 同左</p> <p>⑤ 役員賞与引当金 同左</p> <p>⑥ 退職給付引当金 同左</p> <p>⑦ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)														
<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="1" data-bbox="263 526 686 627"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>為替予約</td> <td>外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ</td> <td>借入金の金利</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ヘッジ方針 主として社内管理制度に基づき、提出会社経理部及び各子会社管理部門にて為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>(6) 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建予定取引	金利スワップ	借入金の金利	<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。 なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="1" data-bbox="893 526 1316 660"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>為替予約</td> <td>外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ</td> <td>借入金の金利</td> </tr> <tr> <td>通貨スワップ</td> <td>借入金</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>(6) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、合理的に見積り可能なものはその見積り年数(10年)で均等償却し、重要性の乏しいものについては発生時に償却しております。</p> <p>(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>(8) 消費税等の会計処理方法 同左</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建予定取引	金利スワップ	借入金の金利	通貨スワップ	借入金
ヘッジ手段	ヘッジ対象														
為替予約	外貨建予定取引														
金利スワップ	借入金の金利														
ヘッジ手段	ヘッジ対象														
為替予約	外貨建予定取引														
金利スワップ	借入金の金利														
通貨スワップ	借入金														
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。</p>	<p>—————</p>														
<p>6 のれん及び負のれんの償却に関する事項 のれんの償却については、合理的に見積り可能なものはその見積り年数(10年)で均等償却し、重要性の乏しいものについては発生時に償却しております。</p>	<p>—————</p>														
<p>7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>—————</p>														

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この結果、期首の利益剰余金が308百万円減少しております。 これに伴う、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 (平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正) 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正) 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 これに伴う、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>(工事契約に関する会計基準等) 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。 なお、これに伴う当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(退職給付に係る会計基準) 当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。 これに伴う、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>(企業結合に関する会計基準等) 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1 財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ18,135百万円、2,377百万円、5,810百万円であります。</p> <p>2 前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「賞与引当金」については、当連結会計年度より従業員に対する賞与の支給方法について改定を行い、業績連動型賞与制度を導入したことに伴い重要性が増したことから、区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「賞与引当金」は、323百万円であります。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>1 販売費及び一般管理費の「販売手数料」について、前連結会計年度は「販売奨励費」として表示しておりましたが、EDINETへのXBRL導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるため、当連結会計年度より科目名を変更しております。</p> <p>2 前連結会計年度まで営業外収益の「受取手数料」に含めて表示しておりました「受取ロイヤリティー」については、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「受取ロイヤリティー」は、196百万円であります。</p> <p>3 前連結会計年度まで営業外費用に区分掲記しておりました「たな卸資産処分損」については、重要性がなくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「たな卸資産処分損」は、86百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>1 前連結会計年度まで営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「賞与引当金の増減額」については、当連結会計年度より業績連動型賞与制度を導入したことに伴い重要性が増したことから、区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「賞与引当金の増減額」は、61百万円であります。</p> <p>2 前連結会計年度は、財務活動によるキャッシュ・フローの「単元未満自己株式の売買による収入及び支出」として表示しておりましたが、EDINETへのXBRL導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるため、当連結会計年度より「自己株式の取得による支出」「自己株式の処分による収入」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「単元未満自己株式の売買による収入及び支出」は、△25百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>—————</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>1 前連結会計年度まで営業外収益に区分掲記しておりました「受取手数料」については、重要性がなくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「受取手数料」は、43百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>—————</p>

【追加情報】

<p>前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(賞与引当金)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支給方法について改定を行い、6月及び12月、業績連動分を翌年3月に支給することと致しました。賞与引当金は、当連結会計年度末に発生していると見込まれる金額を計上しております。</p>	<p>—</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年12月31日)		当連結会計年度 (平成22年12月31日)																									
※1	非連結子会社及び関連会社に関するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 4,737百万円	※1	非連結子会社及び関連会社に関するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 5,312百万円																								
※2	担保に供している資産は次のとおりであります。 (単位：百万円) 現金及び預金 35 土地 24 建物及び構築物 1,048 機械装置及び運搬具 473 合計 1,582 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 57 支払手形及び買掛金他 183 合計 240	※2	担保に供している資産は次のとおりであります。 (単位：百万円) 現金及び預金 13 土地 23 建物及び構築物 938 機械装置及び運搬具 451 合計 1,427 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 111 支払手形及び買掛金他 147 合計 259																								
3	輸出手形買取未決済高 8百万円	3	輸出手形買取未決済高 2百万円																								
4	偶発債務	4	偶発債務																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証先</th> <th>保証債務額</th> </tr> <tr> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピーティールイオンウイングス</td> <td>1,953</td> </tr> <tr> <td>その他関係会社1社</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,177</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	保証債務額	金額(百万円)	ピーティールイオンウイングス	1,953	その他関係会社1社	0	その他	0	従業員	223	計	2,177		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証先</th> <th>保証債務額</th> </tr> <tr> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピーティールイオンウイングス</td> <td>1,811</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,968</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	保証債務額	金額(百万円)	ピーティールイオンウイングス	1,811	その他	0	従業員	156	計	1,968
保証先	保証債務額																										
	金額(百万円)																										
ピーティールイオンウイングス	1,953																										
その他関係会社1社	0																										
その他	0																										
従業員	223																										
計	2,177																										
保証先	保証債務額																										
	金額(百万円)																										
ピーティールイオンウイングス	1,811																										
その他	0																										
従業員	156																										
計	1,968																										
(注)	上記保証債務は、保証先の借入金及びリース債務に対するものであります。	(注)	上記保証債務は、保証先の借入金及びリース債務に対するものであります。																								
※5	当連結会計年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 1,177百万円 支払手形 643百万円	※5	当連結会計年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 1,379百万円 支払手形 899百万円																								

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)												
※1 一般管理費に含まれる研究開発費は、9,057百万円です。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。	※1 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,910百万円です。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。												
※2 このうち主なものは、次のとおりです。 機械装置及び運搬具処分損 116百万円 撤去費等 137百万円	※2 このうち主なものは、次のとおりです。 機械装置及び運搬具処分損 60百万円 撤去費等 434百万円												
※3 減損損失 ① 資産のグルーピング 当社及び連結子会社の事業用資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を、事業部及び会社毎の資産を基礎としてグルーピングを行っております。遊休資産につきましては、個々の資産で判定を行っております。 ② 具体的な減損損失 ①のグルーピングをもとに、当連結会計年度において、当社グループは724百万円の減損損失を計上しており、このうち重要な減損損失は以下のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> <th>減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 江戸川区</td> <td>遊休資産</td> <td>建物及び 機械装置 等</td> <td style="text-align: center;">475</td> </tr> <tr> <td>大阪府 堺市西区</td> <td>遊休資産</td> <td>機械装置 等</td> <td style="text-align: center;">203</td> </tr> </tbody> </table> これらの資産は将来における具体的な使用計画がなく、将来の利用見込みがないため、備忘価額を回収可能価額として評価しております。	場 所	用 途	種 類	減損損失額 (百万円)	東京都 江戸川区	遊休資産	建物及び 機械装置 等	475	大阪府 堺市西区	遊休資産	機械装置 等	203	※3 当連結会計年度において、重要な減損損失はありません。なお、内訳は次のとおりです。 土地（遊休資産）等 191百万円
場 所	用 途	種 類	減損損失額 (百万円)										
東京都 江戸川区	遊休資産	建物及び 機械装置 等	475										
大阪府 堺市西区	遊休資産	機械装置 等	203										

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	299,115,346	—	—	299,115,346

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,835,005	77,930	95,657	28,817,278

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 77,930株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 23,195株

ストックオプションの行使による減少 72,462株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成18年3月30日決議信託型ライツプラン新株予約権	普通株式	600,000,000	—	600,000,000	—	—
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—				138
合計			600,000,000	—	600,000,000	—	138

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

平成18年3月30日決議信託型ライツプラン新株予約権の減少は、廃止によるものです。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年2月6日取締役会	普通株式	1,351	5.00	平成20年12月31日	平成21年3月4日
平成21年8月7日取締役会	普通株式	1,351	5.00	平成21年6月30日	平成21年9月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年2月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,351	5.00	平成21年12月31日	平成22年3月5日

当連結会計年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	299,115,346	—	—	299,115,346

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,817,278	1,932,600	102,528	30,647,350

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

会社法第797条第1項に基づく反対株主の株式買取請求による増加 1,535,000株
 単元未満株式の買取り請求による増加 397,600株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 34,014株
 ストックオプションの行使による減少 68,514株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—				173
合計			—	—	—	—	173

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年2月10日取締役会	普通株式	1,351	5.00	平成21年12月31日	平成22年3月5日
平成22年8月4日取締役会	普通株式	1,351	5.00	平成22年6月30日	平成22年9月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年2月10日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,342	5.00	平成22年12月31日	平成23年3月4日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
現金及び預金勘定 31,387	現金及び預金勘定 21,286
有価証券勘定 1,667	有価証券勘定 23,514
預入期間が3ヵ月を超える定期預金等 Δ 241	預入期間が3ヵ月を超える定期預金等 Δ 218
合計 <u>32,812</u>	合計 <u>44,582</u>

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 同 左
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
1年以内 30百万円	
1年超 647	
合計 <u>678</u>	

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金や有価証券等に限定しており、また資金調達については、運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであり、銀行借入、コマーシャルペーパー等により資金調達を行う方針であります。デリバティブについては、外貨建債権債務にかかる為替変動リスクや借入金金利の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、新規取引発生時に顧客の信用状況に関して社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券については、主に事業に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、リスク管理として、定期的に時価の把握、取引先企業の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、1年以内の支払期日であります。

短期借入金については、主に営業取引にかかる資金調達であります。長期借入金については、主に商標権にかかる資金調達であります。これら借入金のうち、一部のは変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップを利用しております。また一部のは外貨建借入金であり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップを利用しております。

なお、デリバティブについては、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格にもとづく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を適用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。（(注2)参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	21,286	21,286	—
(2)受取手形及び売掛金	52,324		
貸倒引当金	△77		
	52,246	52,246	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2,515	2,515	—
②その他有価証券	38,963	38,963	—
③関連会社株式	314	646	331
	41,793	42,125	331
資産計	115,327	115,659	331
(4)支払手形及び買掛金	43,249	43,249	—
(5)短期借入金	7,773	7,773	—
(6)1年内返済予定の長期借入金	6,166	6,166	—
(7)長期借入金	27,504	28,256	751
負債計	84,694	85,446	751
(8)デリバティブ取引(※)	(93)	(93)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。コマーシャルペーパー、譲渡性預金は、いずれも短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金及び(6)1年内返済予定の長期借入金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理の対象とされているものについては、当該金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)デリバティブ取引

デリバティブの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(7)参照)

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式及び関連会社株式	4,997
非上場株式	959
期限付劣後債	500
地方債	1

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	21,286	—	—	—
受取手形及び売掛金	52,324	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
(1)満期保有目的の債券				
地方債	—	1	—	—
期限付劣後債	—	—	500	—
コマーシャルペーパー	2,515	—	—	—
(2)その他有価証券				
国債	5,999	—	—	—
譲渡性預金	15,000	—	—	—
合計	97,125	1	500	—

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	6,166	2,416	2,416	22,466	116	87

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 企業会計基準第10号)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成20年3月10日 企業会計基準適用指針第19号)を適用しております。

(有価証券関係)

(前連結会計年度)

1 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年12月31日)

種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	4,937	8,417	3,480
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	11,486	9,145	△2,341
合計	16,423	17,562	1,139

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
34	12	—

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年12月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)
(1)満期保有目的の債券 期限付劣後債	500
合計	500
(2)その他有価証券 非上場株式	1,250
合計	1,250

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成21年12月31日)

種類	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
満期保有目的の債券 地方債	—	1	—	—
期限付劣後債	—	—	500	—
コマーシャルペーパー	1,667	—	—	—
合計	1,667	1	500	—

(注) 提出会社及び国内連結子会社は、減損処理にあたり、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(当連結会計年度)

1 その他有価証券 (平成22年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	7,560	3,802	3,758
債券	5,999	5,998	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	10,403	12,782	△2,379
合計	23,963	22,584	1,379

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	654	263	—
債券	—	—	—
合計	654	263	—

3 減損処理を行った有価証券 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

当連結会計年度において、有価証券について494百万円(その他有価証券の株式494百万円)減損処理を行っております。

提出会社及び国内連結子会社は、減損処理にあたり、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	
1 取引の内容及び利用目的	通常の外貨建取引の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。また、調達資金の金利変動リスクを軽減する為、金利スワップ取引を利用しております。
2 取引に対する取組方針	借入金の残高、外貨建債権債務の残高及び通常の外貨建取引に係る実績等を踏まえ、必要な範囲内でデリバティブ取引を利用することとしております。なお、投機目的の為のデリバティブ取引は利用しない方針であります。
3 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しており、また金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の金融機関等である為、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
4 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の実行及び管理は、社内管理制度に基づき提出会社経理部及び各子会社管理部門にて行っております。

2 取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いているため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	479	395	(注) 1
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	2,188	—	△93
合計			2,667	395	△93

(注) 1 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2 為替予約に係る時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	9,441	7,108	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

提出会社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金等を支払う場合があります。

主な制度としては、提出会社が加入するライオン企業年金基金があります。また、退職一時金制度は提出会社のほかに11社が有しております。

なお、提出会社においては退職給付信託を設定しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成22年12月31日) (百万円)
イ 退職給付債務	△65,258	△63,247
ロ 年金資産	43,231	40,801
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△22,027	△22,446
ニ 未認識数理計算上の差異	18,033	16,965
ホ 未認識過去勤務債務	297	227
ヘ 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△3,696	△5,253
ト 前払年金費用	16,507	14,357
チ 退職給付引当金(ヘ+ト)	△20,204	△19,610

前連結会計年度
(平成21年12月31日)

当連結会計年度
(平成22年12月31日)

(注) 1 一部の国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(注) 1 同左

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日) (百万円)
イ 勤務費用(注) 1	1,785	1,719
ロ 利息費用	1,610	1,560
ハ 期待運用収益	△893	△823
ニ 数理計算上の差異の費用処理額	1,620	1,423
ホ 過去勤務債務の費用処理額	△456	152
ヘ 確定拠出年金への掛金拠出額	77	80
ト 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	3,742	4,112

前連結会計年度
(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(注) 1 簡便法を採用している場合の退職給付費用は「イ 勤務費用」に計上しております。

当連結会計年度
(自 平成22年1月1日
至 平成22年12月31日)

(注) 1 同左

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
ロ 割引率	2.5%	2.5%
ハ 期待運用収益率(注) 1	2.0%	2.0%
ニ 数理計算上の差異の処理年数(注) 2	主として16年	主として16年
ホ 過去勤務債務の処理年数(注) 3	5年	5年

前連結会計年度
(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(注) 1 退職給付信託については、予想配当利回りとしております。

2 発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

3 発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生年度から費用処理しております。

当連結会計年度
(自 平成22年1月1日
至 平成22年12月31日)

(注) 1 同左

2 同左

3 同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1 スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費

給料及び手当 17百万円

その他 40百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年3月30日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役11名、当社監査役4名、当社従業員1,005名、子会社取締役8名	当社従業員127名	当社取締役8名、当社従業員106名	当社取締役11名、当社監査役4名、当社従業員(執行役員)10名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式8,092,000	普通株式 628,000	普通株式 950,000	普通株式 129,753
付与日	平成16年4月15日	平成17年4月14日	平成18年4月13日	平成18年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成19年4月1日至平成21年3月31日	自平成20年4月1日至平成21年3月31日	自平成20年4月1日至平成21年3月31日	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年3月29日	平成19年12月28日	平成20年3月28日	平成20年12月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役除く)9名、当社従業員(執行役員)10名	当社従業員(執行役員)6名	当社取締役(社外取締役除く)9名、当社従業員(執行役員)9名	当社従業員(執行役員)8名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 149,619	普通株式 6,133	普通株式 143,771	普通株式 46,817
付与日	平成19年4月16日	平成20年1月17日	平成20年4月15日	平成21年1月15日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)4	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	平成20年1月17日から平成50年1月16日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで	平成21年1月15日から平成51年1月14日まで

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役除く)9名
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 99,781
付与日	平成21年4月15日
権利確定条件	(注)6
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
- 2 当社の役員等に就任後1年を経過（死亡退任のときは除く。）し、そのいずれの地位も喪失した日（執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。）の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 3 ①当社の執行役員の在任期間が1年以上経過（死亡退任のときは除く。）し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間（1ヵ月未満は1ヵ月とする。）に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。
②この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 ①取締役
当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときは除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。
②執行役員
当社の執行役員の在任期間が1年以上経過（死亡退任のときは除く。）し、その地位を喪失した日又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間（1ヵ月未満は1ヵ月とする。）に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。
③新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①②の期間内で当社取締役会において決定する。
④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 5 ①当社の執行役員の在任期間が1年以上経過（死亡退任のときは除く。）し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間（1ヵ月未満は1ヵ月とする。）に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。
②新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。
③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 ①当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときは除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。
②新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。
③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年3月30日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日
権利確定前				
期首(株)	—	—	—	—
付与(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	—
権利確定後				
期首(株)	8,019,000	628,000	950,000	67,743
権利確定(株)	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	16,936
失効(株)	8,019,000	628,000	950,000	—
未行使残(株)	—	—	—	50,807

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年3月29日	平成19年12月28日	平成20年3月28日	平成20年12月25日
権利確定前				
期首(株)	—	—	—	—
付与(株)	—	—	—	46,817
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	46,817
未確定残(株)	—	—	—	—
権利確定後				
期首(株)	84,818	4,316	143,771	—
権利確定(株)	—	—	—	46,817
権利行使(株)	22,053	1,590	28,958	2,925
失効(株)	—	—	—	8,779
未行使残(株)	62,765	2,726	114,813	35,113

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年3月27日
権利確定前	
期首(株)	—
付与(株)	99,781
失効(株)	—
権利確定(株)	99,781
未確定残(株)	—
権利確定後	
期首(株)	—
権利確定(株)	99,781
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	99,781

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年3月30日	平成17年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日
権利行使価格(円)	651	635	790	1
行使時平均株価(円)	—	—	—	454
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年3月29日	平成19年12月28日	平成20年3月28日	平成20年12月25日
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	454	454	454	454
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	654	450	441	460

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年3月27日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
公正な評価単価(付与日)(円) (注)	395

(注) 会社法の施行前に付与されたストック・オプションについては記載していません。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

会社名	(a) 提出会社	(b) 提出会社
決議年月日	平成20年12月25日	平成21年3月27日
株価変動性(注) 1	26.7%	26.8%
予想残存期間(注) 2	6年	6年
予想配当(注) 3	10円/株	10円/株
無リスク利子率(注) 4	0.744%	0.953%

(注) 1 (a) 6年(平成15年1月15日から平成21年1月15日まで)の株価実績に基づき算定しております。

(b) 6年(平成15年4月15日から平成21年4月15日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 (a) 平成19年12月期期末及び平成20年12月期中間の配当実績によっております。

(b) 平成20年12月期中間及び平成20年12月期期末の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費

給料及び手当 21百万円

その他 42百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成19年12月28日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役11名、当社監査役4名、当社従業員(執行役員)10名	当社取締役(社外取締役除く)9名、当社従業員(執行役員)10名	当社従業員(執行役員)6名	当社取締役(社外取締役除く)9名、当社従業員(執行役員)9名
株式の種類及び付与数(株) (注) 1	普通株式 129,753	普通株式 149,619	普通株式 6,133	普通株式 143,771
付与日	平成18年3月31日	平成19年4月16日	平成20年1月17日	平成20年4月15日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成18年4月1日から平成48年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	平成19年4月16日から平成49年4月15日までの期間内で、当社取締役会において決定する。	平成20年1月17日から平成50年1月16日までの期間ないで、当社取締役会において決定する。	平成20年4月15日から平成50年4月14日まで
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年12月25日	平成21年3月27日	平成21年12月25日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員(執行役員)8名	当社取締役(社外取締役除く)9名	当社従業員(執行役員)8名	当社取締役(社外取締役除く)8名
株式の種類及び付与数(株) (注) 1	普通株式 46,817	普通株式 99,781	普通株式 54,890	普通株式 103,778
付与日	平成21年1月15日	平成21年4月15日	平成22年1月13日	平成22年4月15日
権利確定条件	(注) 5	(注) 6	(注) 5	(注) 6
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年1月15日から平成51年1月14日まで	平成21年4月15日から平成51年4月14日まで	平成22年1月13日から平成52年1月12日まで	平成22年4月15日から平成52年4月14日まで

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
- 2 当社の役員等に就任後1年を経過（死亡退任のときは除く。）し、そのいずれの地位も喪失した日（執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日とする。）の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 3 ①当社の執行役員の在任期間が1年以上経過（死亡退任のときは除く。）し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間（1ヵ月未満は1ヵ月とする。）に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。
②この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 ①取締役
当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときは除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。
②執行役員
当社の執行役員の在任期間が1年以上経過（死亡退任のときは除く。）し、その地位を喪失した日又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間（1ヵ月未満は1ヵ月とする。）に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。
③新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①②の期間内で当社取締役会において決定する。
④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 5 ①当社の執行役員の在任期間が1年以上経過（死亡退任のときは除く。）し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間（1ヵ月未満は1ヵ月とする。）に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。
②新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。
③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 6 ①当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときは除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。
②新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び①の期間内で当社取締役会において決定する。
③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成19年12月28日	平成20年3月28日
権利確定前				
期首(株)	—	—	—	—
付与(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	—
権利確定後				
期首(株)	50,807	62,765	2,726	114,813
権利確定(株)	—	—	—	—
権利行使(株)	5,211	6,785	2,726	25,064
失効(株)	—	—	—	—
未行使残(株)	45,596	55,980	—	89,749

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年12月25日	平成21年3月27日	平成21年12月25日	平成22年3月30日
権利確定前				
期首(株)	—	—	—	—
付与(株)	—	—	54,890	103,778
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	54,890	103,778
未確定残(株)	—	—	—	—
権利確定後				
期首(株)	35,113	99,781	—	—
権利確定(株)	—	—	54,890	103,778
権利行使(株)	18,907	9,821	—	—
失効(株)	—	—	—	—
未行使残(株)	16,206	89,960	54,890	103,778

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年3月30日	平成19年3月29日	平成19年12月28日	平成20年3月28日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	451	451	451	459
公正な評価単価（付与日）（円） （注）	—	654	450	441
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年12月25日	平成21年3月27日	平成21年12月25日	平成22年3月30日
権利行使価格（円）	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	451	471	—	—
公正な評価単価（付与日）（円） （注）	460	395	397	421

（注） 会社法の施行前に付与されたストック・オプションについては記載していません。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

会社名	(a) 提出会社	(b) 提出会社
決議年月日	平成21年12月25日	平成22年3月30日
株価変動性（注）1	26.0%	25.9%
予想残存期間（注）2	6年	6年
予想配当（注）3	10円/株	10円/株
無リスク利率（注）4	0.666%	0.677%

（注）1 (a) 6年（平成16年1月13日から平成22年1月13日まで）の株価実績に基づき算定しております。

(b) 6年（平成16年4月15日から平成22年4月15日まで）の株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 (a) 平成20年12月期期末及び平成21年12月期中間の配当実績によっております。

(b) 平成21年12月期中間及び平成21年12月期期末の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年12月31日)		当連結会計年度 (平成22年12月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	貸倒引当金 4		貸倒引当金 2
	返品調整引当金 309		返品調整引当金 236
	販売促進引当金 116		販売促進引当金 257
	退職給付引当金 8,105		退職給付引当金 7,694
	減損損失 1,798		減損損失 1,782
	未払事業税・事業所税 162		未払事業税・事業所税 188
	繰越欠損金 5,027		繰越欠損金 2,776
	たな卸資産・固定資産の未実現利益 297		たな卸資産・固定資産の未実現利益 347
	その他 4,422		その他 4,252
	繰延税金資産の小計 20,244		繰延税金資産の小計 17,538
	評価性引当額 △3,789		評価性引当額 △3,255
	繰延税金資産の合計 16,455		繰延税金資産の合計 14,283
	繰延税金負債		繰延税金負債
	租税特別措置法における積立金・準備金 △1,825		租税特別措置法における積立金・準備金 △1,763
	退職給付信託設定益 △4,078		退職給付信託設定益 △4,078
	海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異 △266		海外関係会社留保利益の配当に伴う一時差異 △321
	その他有価証券評価差額金 △316		その他有価証券評価差額金 △336
	繰延税金負債の合計 △6,487		繰延税金負債の合計 △6,499
	繰延税金資産の純額 9,967		繰延税金資産の純額 7,783
	(注) 流動負債のその他の中に繰延税金負債7百万円、固定負債のその他の中に繰延税金負債1,243百万円が含まれております。		(注) 流動負債のその他の中に繰延税金負債30百万円、固定負債のその他の中に繰延税金負債1,189百万円が含まれております。
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

	ヘルスケア 事業 (百万円)	ハウスホー ルド事業 (百万円)	化学品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	136,833	160,217	22,127	2,768	321,947	—	321,947
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	18	115	7,930	7,946	16,011	(16,011)	—
計	136,852	160,332	30,058	10,715	337,959	(16,011)	321,947
営業費用	128,046	157,855	31,386	10,620	327,908	(15,998)	311,910
営業利益又は営業損失(△)	8,806	2,476	△1,328	95	10,050	(13)	10,036
II 資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出							
資産	105,056	79,360	37,465	2,952	224,834	31,386	256,220
減価償却費	7,032	4,183	777	94	12,088	336	12,425
減損損失	261	355	104	—	721	2	724
資本的支出	3,174	3,067	1,410	36	7,688	280	7,969

- (注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称
事業区分は製品及び販売市場等の類似性等を考慮の上、行っております。
(ヘルスケア事業) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、解熱鎮痛薬、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤
(ハウスホールド事業) 洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤
(化学品事業) 油脂活性剤、導電性カーボン
(その他の事業) 建設請負、不動産管理、輸送保管
- 2 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用
「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4(1)③「たな卸資産」に記載のとおり、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しております。
これに伴う、当連結会計年度のセグメント情報に与える影響は軽微であります。
- 3 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い
「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用しております。
これに伴う、当連結会計年度のセグメント情報に与える影響は軽微であります。
- 4 リース取引に関する会計基準の適用
「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を適用しております。
これに伴う、当連結会計年度のセグメント情報に与える影響はありません。
- 5 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,213百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

	ヘルスケア 事業 (百万円)	ハウスホー ルド事業 (百万円)	化学品 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	133,660	165,699	25,065	6,676	331,100	—	331,100
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	29	195	10,014	6,090	16,329	(16,329)	0
計	133,689	165,894	35,079	12,766	347,430	(16,329)	331,100
営業費用	127,226	161,407	36,067	12,192	336,894	(16,293)	320,600
営業利益又は営業損失(△)	6,462	4,487	△988	574	10,536	(36)	10,500
II 資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出							
資産	103,389	87,755	39,733	5,982	236,860	24,078	260,939
減価償却費	6,992	3,973	942	97	12,005	344	12,349
減損損失	25	29	2	12	70	121	191
資本的支出	2,089	3,490	616	46	6,243	837	7,081

- (注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称
事業区分は製品及び販売市場等の類似性等を考慮の上、行っております。
(ヘルスケア事業) 歯磨、歯刷子、ハンドソープ、解熱鎮痛薬、点眼剤、栄養ドリンク剤、殺虫剤
(ハウスホールド事業) 洗濯用洗剤、台所用洗剤、柔軟剤、住居用洗剤、漂白剤
(化学品事業) 油脂活性剤、導電性カーボン
(その他の事業) 建設請負、不動産管理、輸送保管
- 2 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は35,409百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	276,277	45,670	321,947	—	321,947
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	856	1,142	1,999	(1,999)	—
計	277,134	46,813	323,947	(1,999)	321,947
営業費用	268,995	45,252	314,248	(2,337)	311,910
営業利益	8,138	1,560	9,699	337	10,036
II 資産	200,087	24,994	225,081	31,139	256,220

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
アジア…中国、韓国、タイ
- 3 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用
「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4(1)③「たな卸資産」に記載のとおり、当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しております。
これに伴う、当連結会計年度のセグメント情報に与える影響は軽微であります。
- 4 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い
「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用しております。
これに伴う、当連結会計年度のセグメント情報に与える影響は軽微であります。
- 5 リース取引に関する会計基準の適用
「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」を適用しております。
これに伴う、当連結会計年度のセグメント情報に与える影響はありません。
- 6 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,213百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	280,890	50,210	331,100	—	331,100
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	802	1,336	2,139	(2,139)	—
計	281,693	51,547	333,240	(2,139)	331,100
営業費用	272,182	50,913	323,095	(2,494)	320,600
営業利益	9,511	633	10,144	355	10,500
II 資産	206,395	27,877	234,272	26,666	260,939

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
アジア…中国、韓国、タイ
- 3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は35,409百万円であり、その主なものは、当社の管理部門に係わる資産及び繰延税金資産であります。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

	アジア	その他	計
1 海外売上高(百万円)	46,988	1,204	48,192
2 連結売上高(百万円)	—	—	321,947
3 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.6	0.4	15.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア…中国、韓国、タイ

(2) その他…欧州、北米、その他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

	アジア	その他	計
1 海外売上高(百万円)	51,491	1,027	52,519
2 連結売上高(百万円)	—	—	331,100
3 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	15.6	0.3	15.9

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア…中国、韓国、タイ

(2) その他…欧州、北米、その他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	ライオン・アクゾ㈱	三重県四日市市	1,000	脂肪酸窒素誘導体等の製造販売	直接50.0	脂肪酸窒素誘導体等の購入	脂肪酸窒素誘導体等の購入	5,970	買掛金	2,552

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方法等

取引金額については、原則として市場価格、取引先の総原価及び当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

2 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、債務の金額には消費税等を含んでおります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

当連結会計年度(自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	ライオン・アクゾ㈱	三重県四日市市	1,000	脂肪酸窒素誘導体等の製造販売	直接50.0	脂肪酸窒素誘導体等の購入	脂肪酸窒素誘導体等の購入	6,497	買掛金	2,862

(注) 1 取引条件ないし取引条件の決定方法等

取引金額については、原則として市場価格、取引先の総原価及び当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。

2 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、債務の金額には消費税等を含んでおります。

3 役員の兼務の状況につきましては、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	371円50銭	1株当たり純資産額	382円18銭
1株当たり当期純利益	20円22銭	1株当たり当期純利益	22円41銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	20円19銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	22円37銭

算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項 目	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)	当連結会計年度末 (平成22年12月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	103,624	105,760
普通株式に係る純資産額 (百万円)	100,415	102,601
差額の主な内訳 (百万円)		
新株予約権	138	173
少数株主持分	3,070	2,984
普通株式の発行済株式数 (千株)	299,115	299,115
普通株式の自己株式数 (千株)	28,817	30,647
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	270,298	268,467

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項 目	前連結会計年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	5,465	6,041
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	5,465	6,041
普通株式の期中平均株式数(千株)	270,299	269,622
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	360	440
(うちストックオプション)(千株)	(360)	(440)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式の 概要	—————	—————

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

(東北地方太平洋沖地震による被害の発生について)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、当社及び連結子会社の一部事業所等において、被害が発生いたしました。

(1) 被害の状況

当該災害により被害を受けた資産は、たな卸資産、建物、機械装置等の一部であります。
なお、人的被害はありません。

イ 被害を受けた主な事業所等

仙台流通センター（宮城県仙台市）等、東北・関東地方の当社グループ一部物流拠点

当社千葉工場（千葉県市原市）

当社福島研究所（福島県西白河郡）

ライオンケミカル㈱ファインケミカル事業所（茨城県神栖市）

ライオンパッケージング㈱福島工場（福島県西白河郡）

ロ 損害額

当該災害による直接的な物的損害額は、算定中であり現時点では確定しておりません。

(2) 当該災害が事業等に及ぼす影響

仙台流通センター等の一部の事業所等は本報告書提出日現在で操業を停止しており、被害状況の把握並びに復旧に向けた作業を行っております。復旧の見通し及び今後の営業活動等に及ぼす影響は現時点では未確定であります。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,151	7,773	2.25	—
1年以内に返済予定の長期借入金	6,050	6,166	1.69	—
1年以内に返済予定のリース債務	255	250	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	33,000	27,504	2.00	平成24年1月～平成28年8月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	414	279	—	平成24年1月～平成28年9月
その他有利子負債 長期預り金 (固定負債「その他」)	3,478	3,542	1.55	—
合計	49,350	45,517	—	—

- (注) 1 平均利率の算定については、借入金の平均残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表上に計上しているため、記載しておりません。
 3 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金 (百万円)	2,416	2,416	22,466	116
リース債務 (百万円)	131	86	41	17

- 3 その他有利子負債の「長期預り金」は、取引先からの信託金であります。

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	第2四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第3四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第4四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高(百万円)	64,951	90,806	78,970	96,372
税金等調整前四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△2,632	5,565	1,207	6,784
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△1,750	3,332	△127	4,586
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(円)	△6.47	12.33	△0.47	17.08

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第149期 (平成21年12月31日)	第150期 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,137	19,793
受取手形	※1, ※2 4,612	※1, ※2 4,237
売掛金	※1 35,926	※1 33,819
有価証券	—	20,999
商品及び製品	13,329	14,374
仕掛品	855	786
原材料及び貯蔵品	2,627	2,915
前払費用	346	343
繰延税金資産	3,853	4,378
その他	※1 895	※1 1,113
貸倒引当金	△12	△91
流動資産合計	92,572	102,671
固定資産		
有形固定資産		
建物	40,295	40,561
減価償却累計額	△27,992	△28,852
建物（純額）	12,303	11,709
構築物	6,464	6,530
減価償却累計額	△5,295	△5,441
構築物（純額）	1,169	1,089
機械及び装置	90,457	89,616
減価償却累計額	△79,944	△80,047
機械及び装置（純額）	10,512	9,569
車両運搬具	385	437
減価償却累計額	△348	△365
車両運搬具（純額）	37	71
工具、器具及び備品	15,745	16,031
減価償却累計額	△13,254	△13,782
工具、器具及び備品（純額）	2,491	2,248
土地	10,622	10,502
リース資産	644	669
減価償却累計額	△173	△348
リース資産（純額）	470	321
建設仮勘定	314	549
有形固定資産合計	37,922	36,061
無形固定資産		
特許権	168	110
商標権	26,802	22,885
ソフトウェア	319	55
その他	42	785
無形固定資産合計	27,334	23,838

(単位：百万円)

	第149期 (平成21年12月31日)	第150期 (平成22年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	18,511	18,461
関係会社株式	19,916	20,027
関係会社出資金	663	663
長期貸付金	75	—
関係会社長期貸付金	5,530	5,380
長期前払費用	252	106
前払年金費用	16,507	14,357
繰延税金資産	6,092	3,131
その他	420	412
貸倒引当金	△34	△120
投資その他の資産合計	67,935	62,419
固定資産合計	133,192	122,319
資産合計	225,764	224,991
負債の部		
流動負債		
支払手形	※1, ※2 1,032	※1, ※2 1,469
買掛金	※1 33,801	※1 34,736
1年内返済予定の長期借入金	6,050	6,050
リース債務	183	175
未払金	※1 4,040	※1 4,126
未払費用	※1 25,781	※1 27,301
未払法人税等	173	167
預り金	※1 8,119	※1 8,595
賞与引当金	1,340	1,419
返品調整引当金	756	578
販売促進引当金	278	463
役員賞与引当金	91	105
その他	122	0
流動負債合計	81,770	85,187
固定負債		
長期借入金	33,000	26,950
リース債務	287	146
退職給付引当金	18,001	17,500
役員退職慰労引当金	144	144
長期預り金	2,925	2,963
固定負債合計	54,359	47,704
負債合計	136,130	132,892

(単位：百万円)

	第149期 (平成21年12月31日)	第150期 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,433	34,433
資本剰余金		
資本準備金	31,499	31,499
資本剰余金合計	31,499	31,499
利益剰余金		
利益準備金	5,551	5,551
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	662	627
配当積立金	2,365	2,365
研究開発積立金	830	830
別途積立金	18,280	18,280
繰越利益剰余金	11,071	14,240
利益剰余金合計	38,760	41,894
自己株式	△15,851	△16,670
株主資本合計	88,842	91,157
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	652	766
評価・換算差額等合計	652	766
新株予約権	138	173
純資産合計	89,634	92,098
負債純資産合計	225,764	224,991

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
売上高		
商品売上高	96,284	94,881
製品売上高	159,406	160,878
売上高合計	255,691	255,760
売上原価		
商品期首たな卸高	6,012	4,850
当期商品仕入高	※1 44,281	※1 42,673
合計	50,294	47,523
商品他勘定振替高	※2 2,342	※2 1,557
商品期末たな卸高	4,850	4,352
商品売上原価	43,101	41,614
製品期首たな卸高	8,680	8,479
当期製品製造原価	※1 62,131	※1 63,433
合計	70,812	71,913
製品他勘定振替高	※2 867	※2 1,345
製品期末たな卸高	8,479	10,022
製品売上原価	61,465	60,545
売上総利益	151,124	153,600
返品調整引当金繰入額	756	578
返品調整引当金戻入額	1,032	756
差引売上総利益	151,400	153,778
販売費及び一般管理費		
販売手数料	17,324	17,621
販売促進引当金繰入額	278	463
販売促進費	57,398	56,903
運送費及び保管費	10,459	10,245
広告宣伝費	16,217	18,732
給料及び手当	8,000	8,024
退職給付費用	2,434	2,831
役員賞与引当金繰入額	91	105
減価償却費	4,493	4,488
研究開発費	※3 8,759	※3 8,283
その他	20,064	19,935
販売費及び一般管理費合計	145,523	147,635
営業利益	5,877	6,142

(単位：百万円)

	第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
営業外収益		
受取利息	131	97
有価証券利息	12	21
受取配当金	※1 1,965	※1 2,011
受取手数料	50	58
受取ロイヤリティー	※1 474	※1 535
為替差益	13	—
雑収入	430	225
営業外収益合計	3,079	2,950
営業外費用		
支払利息	※1 1,032	※1 884
貸倒引当金繰入額	—	166
為替差損	—	33
たな卸資産処分損	134	—
雑損失	49	206
営業外費用合計	1,216	1,291
経常利益	7,740	7,802
特別利益		
固定資産処分益	—	1,372
投資有価証券売却益	—	263
貸倒引当金戻入額	20	—
特別利益合計	20	1,635
特別損失		
固定資産処分損	※4 216	※4 436
投資有価証券評価損	152	494
減損損失	※5 705	※5 179
PCB処理費用	195	—
その他	76	19
特別損失合計	1,346	1,130
税引前当期純利益	6,414	8,307
法人税、住民税及び事業税	40	41
法人税等調整額	2,241	2,417
法人税等合計	2,282	2,458
当期純利益	4,132	5,848

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費		45,963	74.5	47,107	75.3
II 労務費		4,876	7.9	4,803	7.7
III 経費		10,875	17.6	10,664	17.0
(うち減価償却費)		(4,008)	(6.5)	(3,852)	(6.2)
(うち外注加工費)		(1,696)	(2.7)	(1,528)	(2.4)
(うち電力料)		(629)	(1.0)	(620)	(1.0)
(うち役務委託料)		(2,496)	(4.0)	(2,525)	(4.0)
当期総製造費用		61,715	100.0	62,574	100.0
期首仕掛品たな卸高		745		855	
他勘定よりの振替高		610		850	
計		63,071		64,279	
他勘定への振替高		84		59	
期末仕掛品たな卸高		855		786	
当期製品製造原価		62,131		63,433	

- (注) 1 労務費のうち、第149期は退職給付費用375百万円、第150期は退職給付費用381百万円であります。
 2 原価計算の方法は組別工程別総合標準原価計算であり、期末において原価差額を調整しております。
 原価差額配賦内訳は次のとおりであります。

配賦項目	第149期 (百万円)	第150期 (百万円)
製品売上原価	△3,165	△2,842
たな卸製品原価	△345	△505
その他	△31	△36

- 3 他勘定振替高の主なものは、製品勘定より仕掛品勘定への受入れ及び経費使用による払出しの額であります。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	34,433	34,433
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	34,433	34,433
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	31,499	31,499
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	31,499	31,499
資本剰余金合計		
前期末残高	31,499	31,499
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	31,499	31,499
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	5,551	5,551
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,551	5,551
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金		
前期末残高	701	662
当期変動額		
圧縮記帳積立金の取崩	△38	△35
当期変動額合計	△38	△35
当期末残高	662	627
配当積立金		
前期末残高	2,365	2,365
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,365	2,365
研究開発積立金		
前期末残高	830	830
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	830	830

(単位：百万円)

	第149期 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
別途積立金		
前期末残高	18,280	18,280
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	18,280	18,280
繰越利益剰余金		
前期末残高	9,615	11,071
当期変動額		
剰余金の配当	△2,702	△2,703
当期純利益	4,132	5,848
自己株式の処分	△12	△11
圧縮記帳積立金の取崩	38	35
当期変動額合計	1,455	3,169
当期末残高	11,071	14,240
利益剰余金合計		
前期末残高	37,344	38,760
当期変動額		
剰余金の配当	△2,702	△2,703
当期純利益	4,132	5,848
自己株式の処分	△12	△11
圧縮記帳積立金の取崩	—	—
当期変動額合計	1,416	3,133
当期末残高	38,760	41,894
自己株式		
前期末残高	△15,868	△15,851
当期変動額		
自己株式の取得	△36	△875
自己株式の処分	52	56
当期変動額合計	16	△818
当期末残高	△15,851	△16,670
株主資本合計		
前期末残高	87,409	88,842
当期変動額		
剰余金の配当	△2,702	△2,703
当期純利益	4,132	5,848
自己株式の取得	△36	△875
自己株式の処分	40	44
当期変動額合計	1,433	2,315
当期末残高	88,842	91,157

(単位：百万円)

	第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,017	652
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△364	113
当期変動額合計	△364	113
当期末残高	652	766
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,017	652
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△364	113
当期変動額合計	△364	113
当期末残高	652	766
新株予約権		
前期末残高	109	138
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28	35
当期変動額合計	28	35
当期末残高	138	173
純資産合計		
前期末残高	88,536	89,634
当期変動額		
剰余金の配当	△2,702	△2,703
当期純利益	4,132	5,848
自己株式の取得	△36	△875
自己株式の処分	40	44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△335	149
当期変動額合計	1,097	2,464
当期末残高	89,634	92,098

【重要な会計方針】

項目	第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>a 満期保有目的の債券…償却原価法 (定額法)</p> <p>b 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法</p> <p>c その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>a 満期保有目的の債券…同左</p> <p>b 子会社株式及び関連会社株式 …同左</p> <p>c その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>a 商品、製品 先入先出法による原価法(貸借 対照表価額については収益性の低下 による簿価切下げの方法)</p> <p>b 原材料、仕掛品、貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対 照表価額については収益性の低下 による簿価切下げの方法) (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価 に関する会計基準」(企業会計基準 第9号 平成18年7月5日公表分) を適用しております。 これに伴う、当事業年度の営業利 益、経常利益及び税引前当期純利益 に与える影響は軽微であります。</p>	<p>a 商品、製品 同左</p> <p>b 原材料、仕掛品、貯蔵品 同左</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物及び構築物 3年～50年 機械及び装置 8年、9年</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 なお、ソフトウェア(自社利用分)に ついては、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっておりま す。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取 引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法</p>	<p>有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>リース資産 同左</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は期末日の直物為 替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>

項目	第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左
	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左
	(3) 返品調整引当金 商品・製品の期末日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。	(3) 返品調整引当金 同左
	(4) 販売促進引当金 当期売上ににかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当期売上高に対して取引契約に基づく割戻金等の支払見積額を計上しております。	(4) 販売促進引当金 同左
	(5) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。	(5) 役員賞与引当金 同左
	(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌期から費用処理することとしております。	(6) 退職給付引当金 同左
	(7) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末支給見積額を計上しております。 なお、株式報酬型ストックオプションの導入に伴い、平成18年3月30日以降新たな引当を停止しております。	(7) 役員退職慰労引当金 同左

項目	第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)				
6 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">ヘッジ手段</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">ヘッジ対象</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金利スワップ</td> <td style="text-align: center;">借入金の金利</td> </tr> </table> <p>ヘッジ方針</p> <p>主として社内管理制度にもとづき、当社経理部にて為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	金利スワップ	借入金の金利	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同左</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>同左</p>
ヘッジ手段	ヘッジ対象					
金利スワップ	借入金の金利					
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。	同左				

【重要な会計方針の変更】

第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これに伴う、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>(退職給付に係る会計基準)</p> <p>当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。これに伴う、当事業年度の損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>1 財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（平成20年8月7日内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前事業年度において「製品」「商品」として掲記されていたものは、当事業年度から「商品及び製品」、前事業年度において「原材料」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「原材料及び貯蔵品」として掲記しております。なお、当事業年度の「商品」「製品」「原材料」「貯蔵品」は、それぞれ4,850百万円、8,479百万円、1,876百万円、751百万円であります。</p> <p>2 前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました執行役員に対する賞与引当額については、当事業年度より従業員に対する賞与の支給方法が改定されたことを契機に、従業員に対する賞与と合わせて「賞与引当金」として表示することといたしました。なお、前事業年度の流動負債の「その他」に含まれる執行役員に対する賞与引当額は、44百万円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>1 販売費及び一般管理費の「販売手数料」について、前事業年度は「販売奨励費」として表示しておりましたが、EDINETへのXBRL導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上させるため、当事業年度より科目名を変更しております。</p> <p>2 前事業年度まで営業外収益の「受取手数料」に含めて表示しておりました「受取ロイヤリティー」については、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「受取ロイヤリティー」は、475百万円であります。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>(損益計算書)</p> <p>1 前事業年度まで営業外費用に区分掲記しておりました「たな卸資産処分損」については、重要性がなくなったため、当事業年度より営業外費用の「雑損失」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「たな卸資産処分損」は、123百万円であります。</p>

【追加情報】

第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(賞与引当金)</p> <p>従業員に対する賞与の支給方法について改定を行い、6月及び12月、業績連動分を翌年3月に支給することと致しました。賞与引当金は、当事業年度末に発生していると見込まれる金額を計上しております。</p>	—————

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第149期 (平成21年12月31日)		第150期 (平成22年12月31日)																																			
※1	<p>関係会社に対するものが次のとおり含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形及び売掛金</td> <td>3,657百万円</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td>403</td> </tr> <tr> <td>支払手形及び買掛金</td> <td>12,150</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>2,219</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>4,683</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td>7,930</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	3,657百万円	その他流動資産	403	支払手形及び買掛金	12,150	未払金	2,219	未払費用	4,683	預り金	7,930	※1	<p>関係会社に対するものが次のとおり含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形及び売掛金</td> <td>3,522百万円</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>支払手形及び買掛金</td> <td>13,372</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>2,259</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>5,259</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td>8,385</td> </tr> </table>	受取手形及び売掛金	3,522百万円	その他流動資産	520	支払手形及び買掛金	13,372	未払金	2,259	未払費用	5,259	預り金	8,385										
受取手形及び売掛金	3,657百万円																																				
その他流動資産	403																																				
支払手形及び買掛金	12,150																																				
未払金	2,219																																				
未払費用	4,683																																				
預り金	7,930																																				
受取手形及び売掛金	3,522百万円																																				
その他流動資産	520																																				
支払手形及び買掛金	13,372																																				
未払金	2,259																																				
未払費用	5,259																																				
預り金	8,385																																				
※2	<p>当事業年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>782百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>214百万円</td> </tr> </table>	受取手形	782百万円	支払手形	214百万円	※2	<p>当事業年度末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次のとおり当事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>937百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>381百万円</td> </tr> </table>	受取手形	937百万円	支払手形	381百万円																										
受取手形	782百万円																																				
支払手形	214百万円																																				
受取手形	937百万円																																				
支払手形	381百万円																																				
3	<p>偶発債務 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証先</th> <th>保証債務額</th> </tr> <tr> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>獅王工業股份有限公司</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>獅王日用化工(青島)有限公司</td> <td>509</td> </tr> <tr> <td>CJライオン(株)</td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>ピーティールイオンウイングス</td> <td>1,953</td> </tr> <tr> <td>ライオンエコケミカルズ有限公司</td> <td>1,738</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,060</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記保証債務は保証先の借入金に対するものであります。</p>	保証先	保証債務額	金額 (百万円)	獅王工業股份有限公司	256	獅王日用化工(青島)有限公司	509	CJライオン(株)	453	ピーティールイオンウイングス	1,953	ライオンエコケミカルズ有限公司	1,738	従業員	148	計	5,060	3	<p>偶発債務 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証先</th> <th>保証債務額</th> </tr> <tr> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>獅王工業股份有限公司</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>獅王日用化工(青島)有限公司</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>CJライオン(株)</td> <td>1,213</td> </tr> <tr> <td>ピーティールイオンウイングス</td> <td>1,811</td> </tr> <tr> <td>ライオンエコケミカルズ有限公司</td> <td>2,339</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,095</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記保証債務は保証先の借入金に対するものであります。</p>	保証先	保証債務額	金額 (百万円)	獅王工業股份有限公司	250	獅王日用化工(青島)有限公司	383	CJライオン(株)	1,213	ピーティールイオンウイングス	1,811	ライオンエコケミカルズ有限公司	2,339	従業員	96	計	6,095
保証先	保証債務額																																				
	金額 (百万円)																																				
獅王工業股份有限公司	256																																				
獅王日用化工(青島)有限公司	509																																				
CJライオン(株)	453																																				
ピーティールイオンウイングス	1,953																																				
ライオンエコケミカルズ有限公司	1,738																																				
従業員	148																																				
計	5,060																																				
保証先	保証債務額																																				
	金額 (百万円)																																				
獅王工業股份有限公司	250																																				
獅王日用化工(青島)有限公司	383																																				
CJライオン(株)	1,213																																				
ピーティールイオンウイングス	1,811																																				
ライオンエコケミカルズ有限公司	2,339																																				
従業員	96																																				
計	6,095																																				
4	<p>輸出手形買取未決済高 8百万円</p>	4	<p>輸出手形買取未決済高 2百万円</p>																																		

(損益計算書関係)

第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)																
<p>※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">31,872 百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">1,643</td> </tr> <tr> <td>受取ロイヤリティー</td> <td style="text-align: right;">474</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">136</td> </tr> </table>	仕入高	31,872 百万円	受取配当金	1,643	受取ロイヤリティー	474	支払利息	136	<p>※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">34,729 百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">1,615</td> </tr> <tr> <td>受取ロイヤリティー</td> <td style="text-align: right;">516</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">131</td> </tr> </table>	仕入高	34,729 百万円	受取配当金	1,615	受取ロイヤリティー	516	支払利息	131
仕入高	31,872 百万円																
受取配当金	1,643																
受取ロイヤリティー	474																
支払利息	136																
仕入高	34,729 百万円																
受取配当金	1,615																
受取ロイヤリティー	516																
支払利息	131																
<p>※2 他勘定振替高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 仕掛品勘定へ振替</td> <td style="text-align: right;">610 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 販売費及び一般管理費他へ振替</td> <td style="text-align: right;">2,599</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,210</td> </tr> </table>	(1) 仕掛品勘定へ振替	610 百万円	(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	2,599	計	3,210	<p>※2 他勘定振替高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 仕掛品勘定へ振替</td> <td style="text-align: right;">850 百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 販売費及び一般管理費他へ振替</td> <td style="text-align: right;">2,052</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,902</td> </tr> </table>	(1) 仕掛品勘定へ振替	850 百万円	(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	2,052	計	2,902				
(1) 仕掛品勘定へ振替	610 百万円																
(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	2,599																
計	3,210																
(1) 仕掛品勘定へ振替	850 百万円																
(2) 販売費及び一般管理費他へ振替	2,052																
計	2,902																
<p>※3 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,759百万円であります。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>	<p>※3 一般管理費に含まれる研究開発費は、8,283百万円であります。なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。</p>																
<p>※4 このうちの主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械及び装置処分損</td> <td style="text-align: right;">43 百万円</td> </tr> <tr> <td>撤去費等</td> <td style="text-align: right;">116 百万円</td> </tr> </table>	機械及び装置処分損	43 百万円	撤去費等	116 百万円	<p>※4 このうちの主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械及び装置処分損</td> <td style="text-align: right;">35 百万円</td> </tr> <tr> <td>撤去費等</td> <td style="text-align: right;">367 百万円</td> </tr> </table>	機械及び装置処分損	35 百万円	撤去費等	367 百万円								
機械及び装置処分損	43 百万円																
撤去費等	116 百万円																
機械及び装置処分損	35 百万円																
撤去費等	367 百万円																
<p>※5 減損損失</p> <p>① 資産のグルーピング 当社の事業用資産につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位を、事業部毎の資産を基礎としてグルーピングを行っております。遊休資産につきましては、個々の資産で判定を行っております。</p> <p>② 具体的な減損損失 ①のグルーピングをもとに、当事業年度において、当社は705百万円の減損損失を計上しており、このうち重要な減損損失は以下のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場 所</th> <th style="width: 15%;">用 途</th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 55%;">減損損失額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都 江戸川区</td> <td>遊休資産</td> <td>建物及び 機械装置 等</td> <td style="text-align: right;">475</td> </tr> <tr> <td>大阪府 堺市西区</td> <td>遊休資産</td> <td>機械装置 等</td> <td style="text-align: right;">203</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの資産は将来における具体的な使用計画がなく、将来の利用見込みがないため、備忘価額を回収可能価額として評価しております。</p>	場 所	用 途	種 類	減損損失額 (百万円)	東京都 江戸川区	遊休資産	建物及び 機械装置 等	475	大阪府 堺市西区	遊休資産	機械装置 等	203	<p>※5 減損損失 当事業年度において、重要な減損損失はありません。なお、内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地（遊休資産）等</td> <td style="text-align: right;">179 百万円</td> </tr> </table>	土地（遊休資産）等	179 百万円		
場 所	用 途	種 類	減損損失額 (百万円)														
東京都 江戸川区	遊休資産	建物及び 機械装置 等	475														
大阪府 堺市西区	遊休資産	機械装置 等	203														
土地（遊休資産）等	179 百万円																

(株主資本等変動計算書関係)

第149期(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	28,835,005	77,930	95,657	28,817,278

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り請求による増加 77,930株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 23,195株

ストックオプションの行使による減少 72,462株

第150期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	28,817,278	1,932,600	102,528	30,647,350

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

会社法第797条第1項に基づく反対株主の株式買取請求による増加 1,535,000株

単元未満株式の買取り請求による増加 397,600株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増し請求による減少 34,014株

ストックオプションの行使による減少 68,514株

(リース取引関係)

第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	1 ファイナンス・リース取引 (借主側)
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	同 左
	2 オペレーティング・リース取引 (借主側)
	同 左

(有価証券関係)

第149期(平成21年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	—	—	—
(2) 関連会社株式	69	567	497
計	69	567	497

第150期(平成22年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	—	—	—
(2) 関連会社株式	69	646	576
計	69	646	576

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
(1) 子会社株式	18,796
(2) 関連会社株式	1,161
計	19,957

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(税効果会計関係)

第149期 (平成21年12月31日)		第150期 (平成22年12月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	貸倒引当金 4		貸倒引当金 85
	返品調整引当金 307		返品調整引当金 235
	販売促進引当金 113		販売促進引当金 188
	退職給付引当金 7,518		退職給付引当金 6,971
	減損損失 1,784		減損損失 1,765
	未払事業税・事業所税 83		未払事業税・事業所税 82
	繰越欠損金 4,967		繰越欠損金 2,608
	その他 3,628		その他 3,602
	繰延税金資産の小計 18,407		繰延税金資産の小計 15,540
	評価性引当金 △3,668		評価性引当金 △3,243
	繰延税金資産の合計 14,739		繰延税金資産の合計 12,297
	繰延税金負債		繰延税金負債
	租税特別措置法における積立金・準備金 △455		租税特別措置法における積立金・準備金 △430
	退職給付信託設定益 △4,078		退職給付信託設定益 △4,078
	その他有価証券評価差額金 △259		その他有価証券評価差額金 △279
	繰延税金負債の合計 △4,793		繰延税金負債の合計 △4,788
	繰延税金資産の純額 9,945		繰延税金資産の純額 7,509
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (単位：%)	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (単位：%)
	法定実効税率 40.7 (調整)		法定実効税率 40.7 (調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8		交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △9.0		受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △8.3
	投資有価証券評価損等 スケジュールリング不能な項目 △0.8		投資有価証券評価損等 スケジュールリング不能な項目 △5.1
	その他 1.9		その他 1.3
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.6		税効果会計適用後の法人税等の負担率 29.6

(1株当たり情報)

第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	331円10銭	1株当たり純資産額	342円40銭
1株当たり当期純利益	15円29銭	1株当たり当期純利益	21円69銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	15円27銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	21円66銭

算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項 目	前事業年度末 (平成21年12月31日)	当事業年度末 (平成22年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	89,634	92,098
普通株式に係る純資産額 (百万円)	89,495	91,924
差額の主な内訳 (百万円)		
新株予約権	138	173
普通株式の発行済株式数 (千株)	299,115	299,115
普通株式の自己株式数 (千株)	28,817	30,647
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (千株)	270,298	268,467

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項 目	第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	4,132	5,848
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,132	5,848
普通株式の期中平均株式数(千株)	270,299	269,622
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(千株)	360	440
(うちストックオプション)(千株)	(360)	(440)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり当期純利益 の算定に含めなかった潜在株式の 概要	—	—

(重要な後発事象)

第149期 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

第150期 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

(東北地方太平洋沖地震による被害の発生について)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、当社の一部事業所等において、被害が発生いたしました。

(1) 被害の状況

当該災害により被害を受けた資産は、たな卸資産、建物、機械装置等の一部であります。
なお、人的被害はありません。

イ 被害を受けた主な事業所等

仙台流通センター（宮城県仙台市）等、東北・関東地方の当社一部物流拠点
当社千葉工場（千葉県市原市）
当社福島研究所（福島県西白河郡）

ロ 被害額

当該災害による直接的な物的損害額は、算定中であり現時点では確定しておりません。

(2) 当該災害が事業等に及ぼす影響

仙台流通センター等の一部の事業所等は本報告書提出日現在で操業を停止しており、被害状況の把握並びに復旧に向けた作業を行っております。復旧の見通し及び今後の営業活動等に及ぼす影響は現時点では未確定であります。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	7,030,000	3,086
		サハパタナピブル パブリック カンパニーリミテッド	32,188,333	2,324
		(株)あらた	3,607,655	851
		(株)メディカルホールディングス	949,707	849
		(株)セブン&アイ ホールディングス	320,139	694
		旭化成(株)	1,123,359	595
		(株)Paltac	404,600	586
		東洋製罐(株)	373,010	576
		サハパタナ インターホールディング パブリックカンパニーリミテッド	10,000,000	523
		レンゴー(株)	913,000	503
		高砂香料工業(株)	1,005,014	487
		(株)フジ・メディア・ホールディングス	3,564	457
		大日精化工業(株)	918,400	407
		(株)日本触媒	467,000	392
		王子製紙(株)	982,000	385
東京放送(株)	327,200	377		
その他(129銘柄)	23,614,334	4,859		
計		84,227,315	17,960	

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
有価証券	その他有価 証券	譲渡性預金	15,000	15,000
		国債	5,999	5,999
		小計	20,999	20,999
投資 有価証券	満期保有 目的の債券	地方債	1	1
		ピーティーエム(キュラソー) ホールディングスエヌ・ヴィ・ユーロ 円建期限付劣後債	500	500
		小計	501	501
計		21,500	21,500	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高(百万円)
有形固定資産							
建物	40,295	505	240 (13)	40,561	28,852	1,055	11,709
構築物	6,464	107	41 (1)	6,530	5,441	174	1,089
機械及び装置	90,457	2,060	2,901 (39)	89,616	80,047	2,923	9,569
車両運搬具	385	66	14	437	365	28	71
工具、器具及び備品	15,745	851	565 (4)	16,031	13,782	1,072	2,248
土地	10,622	—	120 (120)	10,502	—	—	10,502
リース資産	644	35	10	669	348	184	321
建設仮勘定	314	3,966	3,731	549	—	—	549
有形固定資産計	164,930	7,593	7,624 (179)	164,899	128,837	5,439	36,061
無形固定資産							
特許権	462	—	—	462	351	57	110
商標権	39,198	0	—	39,199	16,313	3,917	22,885
ソフトウェア	1,632	—	—	1,632	1,576	264	55
その他	480	748	17	1,211	425	4	785
無形固定資産計	41,774	749	17	42,506	18,667	4,244	23,838
長期前払費用	381	40	131	291	184	180	106
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 当期増加額の主なもの

建物	平井地区	研究設備更新	117 百万円
	大阪工場	工場耐震補強	103
機械及び装置	千葉工場	柔軟剤生産設備対応	668
		液体ヘビー洗剤生産設備対応	219
建設仮勘定	東京地区	情報システム整備	744

2 当期減少額の主なもの

建物	大阪工場	洗剤製造設備除却	5
機械及び装置	大阪工場	洗剤製造設備除却	6

3 なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	46	171	0	(注) 1 6	211
賞与引当金	1,340	1,419	1,340	—	1,419
返品調整引当金	756	578	—	(注) 2 756	578
販売促進引当金	278	463	278	—	463
役員退職慰労引当金	144	—	—	—	144
役員賞与引当金	91	105	91	—	105

(注) 1 債権の回収又は回収可能性の見直しによる取崩額及び一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2 洗替による当期取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(a) 流動資産

(イ) 現金及び預金

内訳	金額(百万円)
現金	89
預金	
当座預金	5,666
普通預金	12,147
通知預金	100
定期預金	1,700
その他の預金	91
計	19,704
合計	19,793

(ロ) 受取手形

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
丹平中田(株)	1,112
(株)東京堂	713
(株)リードヘルスケア	441
ヤクシ化成(株)	215
(株)広貫堂	148
その他	1,607
合計	4,237

b 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成23年1月期日	2,652
平成23年2月期日	804
平成23年3月期日	697
平成23年4月期日	73
平成23年5月期日	10
合計	4,237

(注) 平成23年1月期日には当事業年度末日満期手形937百万円が含まれております。

(ハ) 売掛金

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)P a l t a c	10,551
(株)あらた	6,034
ライオン歯科材(株)	1,847
(株)大木	1,216
シーエス薬品(株)	1,166
その他	13,002
合計	33,819

b 滞留状況

期間	前期末残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間
自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	35,926	267,771	269,878	33,819	88.86	1.56ヵ月

(注) 1 「当期回収高」には、回収の都度品代請求額と相殺した歩引額を含んでおります。

2 算出方法

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{\text{前期末売掛金残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

$$\text{滞留期間} = \frac{\text{前期末売掛金残高} + \text{当期末売掛金残高}}{\text{当期発生高} \div 12} \div 2$$

3 金額は、消費税等を含んでおります。

(二) 商品及び製品

内訳	金額(百万円)
商品	
ハウスホールド品	1,298
オーラルケア品	475
ビューティケア品	422
薬品	983
化学品	1,172
計	4,352
製品	
ハウスホールド品	7,744
オーラルケア品	1,164
ビューティケア品	860
薬品	233
化学品	19
計	10,022
合計	14,374

(ホ)仕掛品

内訳	金額(百万円)
千葉工場	178
小田原工場	146
大阪工場	81
明石工場	242
プロダクションセンター	137
合計	786

(ヘ)原材料及び貯蔵品

内訳	金額(百万円)
原材料	
原料	2,093
包装材料	190
計	2,283
貯蔵品	
販売促進材料	446
その他	185
計	631
合計	2,915

(b) 固定資産

(イ) 商標権

内訳	金額(百万円)
パファリン等商標権	20,021
その他	2,864
合計	22,885

(ロ) 関係会社株式

関係会社名	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	7,800
CJライオン(株)	3,803
ライオンエコケミカルズ有限公司	3,103
泰国獅王企業有限公司	758
獅王企業(シンガポール)有限公司	739
その他	3,822
合計	20,027

(ハ) 関係会社長期貸付金

関係会社名	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	4,700
一方社油脂工業(株)	600
(株)イシュア	80
合計	5,380

(ニ) 前払年金費用

内訳	金額(百万円)
確定給付型企业年金に係る前払年金費用	14,357
合計	14,357

(c) 流動負債

(イ) 支払手形

a 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)アドフレックス・コミュニケーションズ	195
カネヨ石鹸(株)	193
富士ゼロックス(株)	104
佐藤薬品工業(株)	98
(株)ヒロモリ	69
その他	806
合計	1,469

b 期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成23年1月期日	793
平成23年2月期日	331
平成23年3月期日	335
平成23年4月期日	9
合計	1,469

(注) 平成23年1月期日には、当事業年度末日満期手形 381 百万円が含まれております。

(ロ) 買掛金

相手先	金額(百万円)
ライオンケミカル(株)	6,193
ライオンパッケージング(株)	3,282
ライオン・アクゾ(株)	2,863
大日本印刷(株)	1,346
(株)吉野工業所	1,345
その他	19,704
合計	34,736

(ハ)未払費用

内訳	金額(百万円)
運送費及び保管料	2,618
販売手数料	2,086
販売促進費	7,970
広告宣伝費	7,707
その他	6,917
合計	27,301

(d) 固定負債

(イ)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

相手先	金額(百万円)
(株)みずほ銀行	15,240 (3,104)
(株)三菱東京UFJ銀行	8,390 (1,644)
みずほ信託銀行(株)	3,710 (676)
三菱UFJ信託銀行(株)	3,510 (476)
明治安田生命保険相互会社	2,000 (—)
その他	150 (150)
合計	33,000 (6,050)

(注) 金額の()内は内書きで、1年内返済予定の長期借入金であります。

(ロ)退職給付引当金

区分	金額(百万円)
退職給付債務	19,078
未認識過去勤務債務	△227
未認識数理計算上の差異	△1,350
合計	17,500

(3) 【その他】

記載すべき事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取及び買増	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取ったまたは買増した単元未満株式の数で按分した金額及びこれに係る消費税等の合計額 (算式) 1株当たりの買取または買増価格に1単元の株式を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合は切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。
株主に対する特典	新製品紹介セット(1,000株以上ご所有の株主様に年1回1セット)

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 単元未満株式の買増を請求することができる権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|---|-----------------|--------|--------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並びに
有価証券報告書の
確認書 | 事業年度
(第149期) | 自
至 | 平成21年1月1日
平成21年12月31日 | 平成22年3月31日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第149期) | 自
至 | 平成21年1月1日
平成21年12月31日 | 平成22年3月31日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書、
四半期報告書の確認書 | 第150期
第1四半期 | 自
至 | 平成22年1月1日
平成22年3月31日 | 平成22年5月14日
関東財務局長に提出。 |
| | 第150期
第2四半期 | 自
至 | 平成22年4月1日
平成22年6月30日 | 平成22年8月12日
関東財務局長に提出。 |
| | 第150期
第3四半期 | 自
至 | 平成22年7月1日
平成22年9月30日 | 平成22年11月12日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 3月30日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 井 一 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網 本 重 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ライオン株式会社の平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ライオン株式会社が平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 3月30日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網 本 重 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、会社及び連結子会社の一部事業所において、被害が発生している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ライオン株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ライオン株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- ※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月30日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 井 一 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網 本 重 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第149期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 網 本 重 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第150期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライオン株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、会社の一部事業所において、被害が発生している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

